



「何でも気軽に相談できる組合」を目指します。

両備信用組合

2019

RYOSHIN REPORT

リョーシンレポート



両備信用組合の概要

本店所在地 広島県府中市元町462番地の10
設 立 昭和27年4月
出 資 金 1,240百万円
組 合 員 数 23,679名
店 舗 数 15店舗
常勤役員数 143名

平成31年3月31日現在



もくじ

■ ぐあいさつ	1
■ 経営理念、等	2
■ 業績ハイライト	3
■ 経営管理(ガバナンス)態勢	5
■ コンプライアンス態勢	6
■ 苦情処理措置および紛争解決措置について	7
■ 当組合の「勧誘方針」	8
■ リスク管理態勢	10
■ 地域密着型金融	13
■ 地域貢献活動	17
■ お客様満足度アンケート	21
■ リョーシンのあゆみ	22
■ 両備信用組合の組織	23
■ 店舗・ATMのご案内	27
■ 主要な業務	28
■ 手数料(税抜表示)	31
■ 財務諸表の適正性および内部監査の有効性	32
■ 財務諸表	33
■ 主要な経営指数の推移	38
■ 預金業務、融資業務	39
■ 証券業務	43
■ その他業務、諸比率・収益費用等	44
■ 自己資本の充実の状況	46
■ 役員等の報酬体系	52
■ 索引	53



シンボルマーク

Ryobi Shinyoの頭文字RとSを
使化したものであり、3個の丸は、芦
品信用組合、甲山信用組合、上下信
用組合が昭和48年4月に合併した
3組合を表示したものであります。

ごあいさつ

皆様には、平素より両備信用組合に対し、ご愛顧とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、平成30年度第67期決算を終了いたしましたので、皆様に当組合の業績や経営内容についてより広くご理解を頂くために、ディスクロージャー誌「リョーシンレポート2019」を作成しました。是非ともご高覧賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度の地域経済は、前年に引き続き雇用環境の改善が続くなか、個人消費の持ち直しの動きも見られ、景気は穏やかな基調で推移いたしました。

こうした経済環境の下、当組合は事業経営者や生活者のための融資を、更に深化させる施策を取り組んだことで、ご融資のお取引先数は前年度対比0.94%増加、融資残高も3.32%増加となり、地域における存在価値は高まったと評価しております。これからも当組合は、顧客本位の行動から組合価値を認めて貰い、ご利用して頂くことで地域に貢献して参りたいと思っております。

また、今年度は、オンライン・システムの多様化と高度化を図るために、SKCシステムへの移行を行い、お客様の利便性向上に努めて参ります。

当組合は、事業活動を通じて皆様の金融パートナーとして、『何でも気軽に相談できる組合』を目指し、経営の健全化と地元の繁栄のため役職員一丸となって鋭意努力して参りますので、引き続きご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

理事長 **渡邊陽治**



我々は 『何でも気軽に相談できる組合』 を目指します。

経営理念

- 一、組合は、豊かな暮らしづくりに奉仕し、地元住民と共存共栄する。
- 一、役職員は、郷土発展のために働き、その使命に自信と誇りを持つ。
- 一、経営は、健全経営で組合員の付託にこたえ、職員に働き甲斐を与える。

リョーシンは、地域の皆様によって創設され、地域の皆様のために存在する協同組織の金融機関です。金融業務等を通じてお取引先の事業振興や生活の質の向上等に寄与し、地域社会の発展を目指して活動しています。

経営方針

1. 貸出金業務の強化
2. 経営改善支援の強化と新規融資の取組み
3. 法令等遵守態勢の実効性向上
4. 人材の育成強化
5. リスク管理態勢の強化

経営ビジョン

組合は、事業活動を通じ、組合員と職員の豊かな生活の実現を目指します。

お取引先の事業振興や生活の質の向上に向けた事業活動を推進することで、組合事業の基盤強化から生産性向上を図り、職員の生活基盤と仕事への誇りを高めます。

業績ハイライト

経営環境

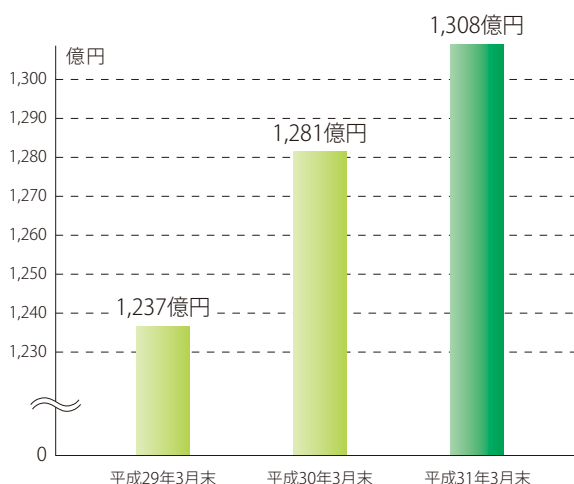
平成30年度の地域経済は、雇用環境の改善が続くなか、個人消費の持ち直しの動きも見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。こうした経済環境の下、当組合は事業者や生活者のための融資を、更に深化させる施策に取り組みました。また、お客様の生活改善に向けた住宅ローン、消費者ローンについてもお客様目線に立った取り組みを行って参りました。

業績

預金・貸出金の残高

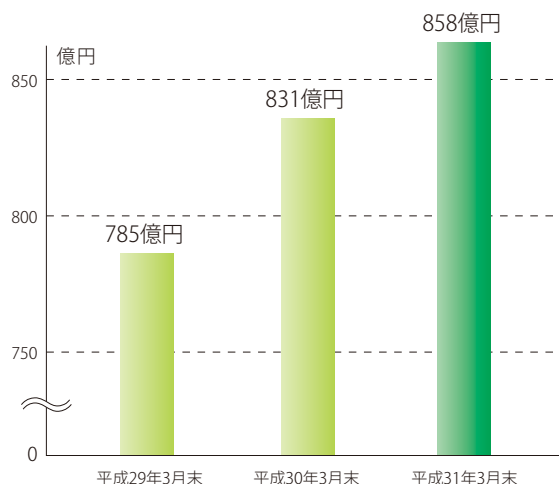
[預金]

預金は、定期預金(サマーキャンペーン定期預金・ハッピー定期預金等)の増加により、期末残高は2,718百万円増加、対前年比2.12%増加し、130,894百万円となりました。



[貸出金]

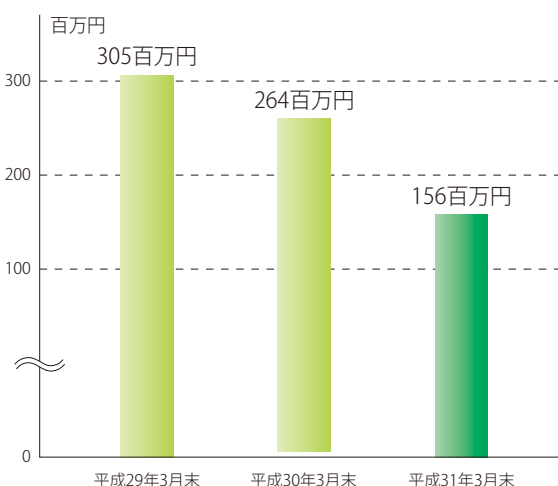
貸出金は、中小企業経営者および個人向け融資の積極的な推進により、対前年比3.32%、2,760百万円増加し、85,881百万円となりました。



収益

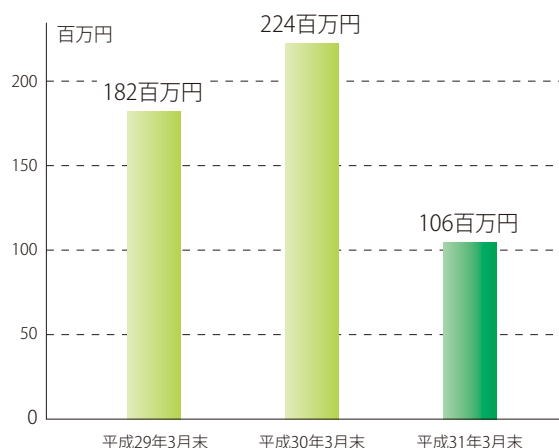
[経常利益]

収益は、前年度より経常費用が98百万円増加となりましたが、経常利益156百万円となりました。



[当期純利益]

超低金利政策により貸出金利息・有価証券利息配当金等の減少から経常収益は1,961百万円となりました。一方、経常費用は、人件費・貸倒引当金繰入額の増額により1,804百万円となり、税引前当期利益150百万円計上し、当期利益は106百万円となりました。



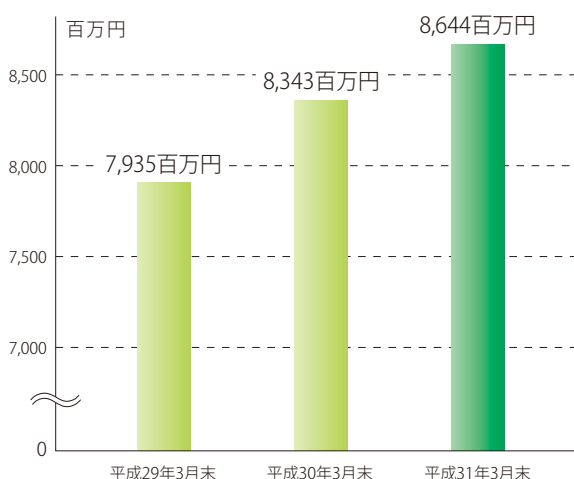
業績ハイライト

資産、資本、財務の健全性

[純資産]

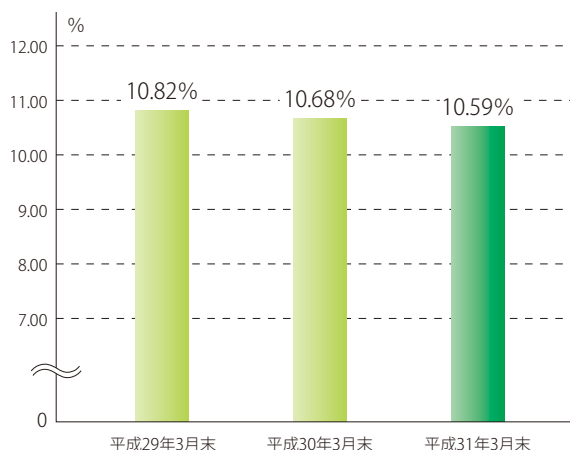
純資産は、当期純利益106百万円計上及びその他有価証券評価差額金104百万円増加により対前年比3.60%増加し8,644百万円となりました。

組合員は、65名増加の23,679人、出資金額は、119百万円増加の1,240百万円となりました。



[自己資本比率]

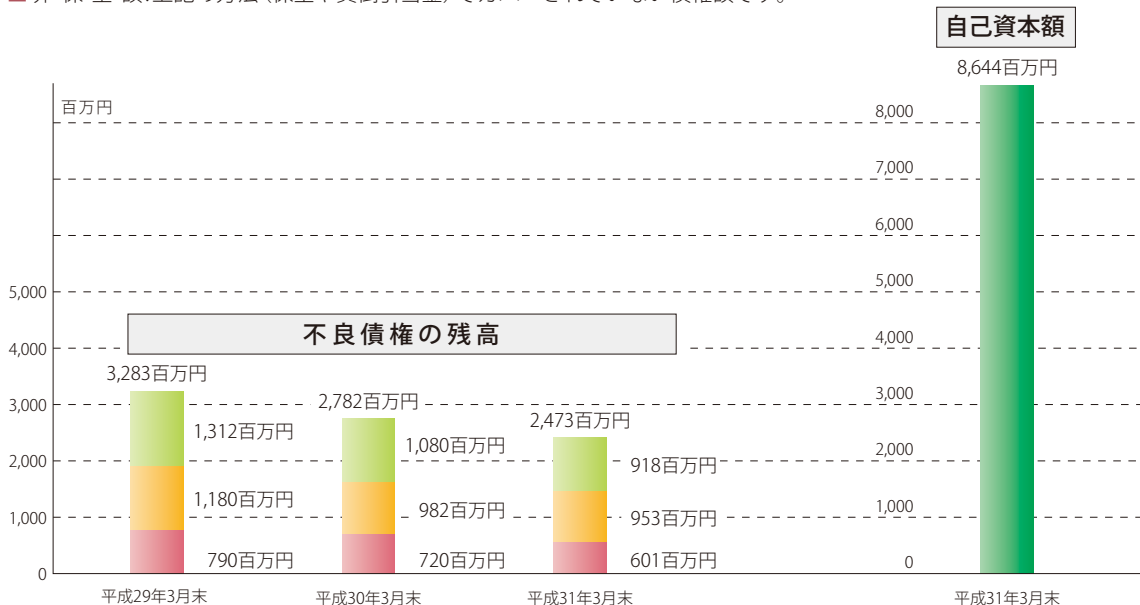
金融機関の健全性の指標である自己資本比率は、リスクアセットとなる貸出金残高等が増加により10.59%となり0.09ポイント低下いたしました。国内最低所要自己資本比率の4%基準を大きく上回り、金融機関としての経営の健全性を確保しております。



[不良債権]

貸出金や有価証券などの金融資産における損失を適正に見積もるために、半期毎に自己査定委員会において資産の健全性について5段階で分類して貸倒引当金を算定し、監査法人等において適切性等の監査を受けております。金融再生法に基づき算定した不良債権は、平成31年3月期では不良債権合計は2,473百万円と309百万円減少いたしました。そのうち、担保・保証により回収が可能と認められる額は918百万円、貸倒引当金により損失に備えている額は953百万円です。なお、貸倒引当金や担保・保証等で補っていない不良債権額は601百万円となり、自己資本額8,644百万円と対比し十分に備える金額であり、財務の健全性は確保されていると考えています。

- 保全額:担保・保証等で「保全されている債権額」で、回収できると想定できる金額です。
- 貸倒引当金:不良債権に対する「個別貸倒引当金」および予想損失率等に基づく「一般貸倒引当金」で、費用として既に備えている金額です。
- 非保全額:上記の方法(保全や貸倒引当金)でカバーされていない債権額です。



経営管理 (ガバナンス) 態勢

当組合は、経営の健全性および地域密着型金融の深化に努め、お客様から選んでいただけるコミュニティバンクとなるため、総代会、理事会、監事会、監査法人等による外部および内部牽制体制のもとで、ガバナンスの態勢強化に取り組んでいます。

総代会

信用組合は、一定の地域の中小企業や住民を組合員とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を有しています。

当組合は、総会に代えて総代会制度を採用し、毎年6月に総代会を開催しています。

理事会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、当組合の業務執行に関する重要な事項を決定しています。

監事会

監事会は、株式会社の監査役に相当するもので、業務執行の適切性監査、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算関係書類の確認等を行っております。

監査法人

当組合では、決算書類等の適切性の保証を得るため、監査法人による計算書類およびその付属明細書、システム等について監査・承認を得ています。

内部監査態勢

理事長直属の監査部において、組合の業務活動およびその管理全般の適切性、有効性を検証したうえで、問題点を指摘し、改善した事項の定着状況をフォロー監査で確認しています。

各種委員会等

主な委員会等は次のとおりです。

①リスク管理検討部会

リスク管理検討部会は、業務の執行に伴う様々なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等）の管理等に関する事項を検討し理事会および常勤理事会に報告しています。

②自己査定委員会

自己査定委員会は、組合が保有する資産を個別に査定して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、適正な償却・引当を行うための作業を行っています。

③コンプライアンス・オフィサー会議

コンプライアンス・オフィサー（法令等遵守監視委員）会議は、総務部長（コンプライアンス統括責任者）と、各店舗に配置するコンプライアンス・オフィサーで組織され、法令等遵守の監視状況等を評価・改善し、当組合のコンプライアンス態勢を推進しています。

④ブロック会議

ブロック会議は、組合で定めた営業戦略等に関する事項について、ブロック（府中地区：本店営業部・府中町支店、金丸支店、府中東支店 東部地区：駅家支店、福山支店、福山東支店、神辺支店、新市支店 西部地区：甲山支店、上下支店、久井支店、小国支店、吉舎支店、三和支店）ごとに協議し、営業戦略等の効率化を図っております。

コンプライアンス態勢

当組合は、コンプライアンスを経営の根幹と位置づけ、信用組合の「社会的責任と公共的使命」を強く認識し、あらゆる法令や社会的な規範の遵守に対し、役職員一人ひとりが主体的に取り組む職場風土の醸成を図るとともに、抑止・防止のための牽制態勢、監査態勢の徹底に取り組んでいます。

[コンプライアンス・マニュアル]

コンプライアンスの実施に当たりマニュアルを作成し、全役職員へ配布の上、コンプライアンスの周知を図っております。

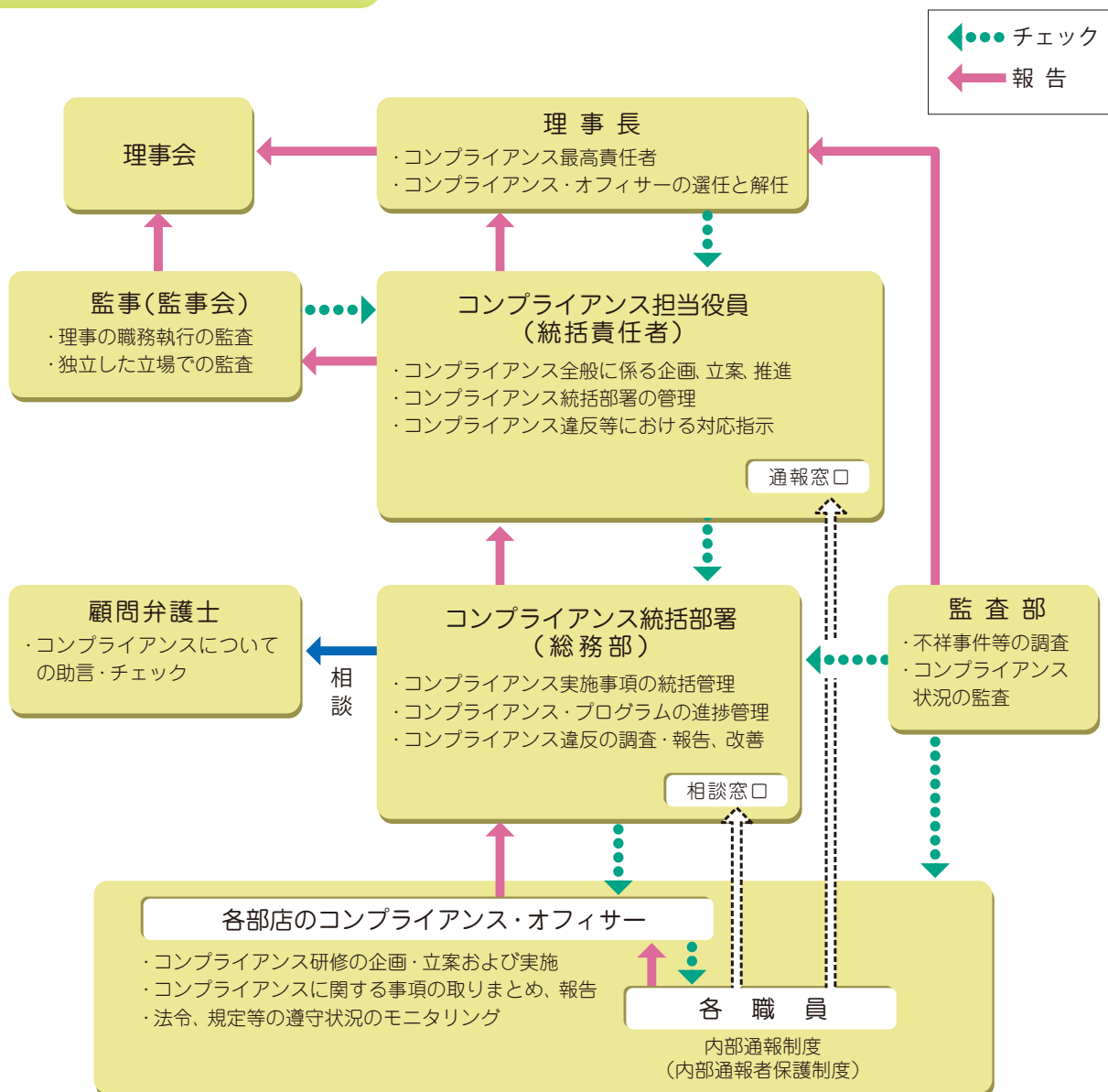
[コンプライアンス・プログラム]

コンプライアンスの具体的な年間実施計画を策定して、コンプライアンスの徹底を図っております。

[コンプライアンス情報]

法令・規則等違反、苦情、事務ミス等の情報はコンプライアンス統括部署で一括管理し、各コンプライアンス・オフィサーを通じて全役職員へ徹底させることで、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

コンプライアンス体制図



苦情処理措置および紛争解決措置について

苦情処理措置

当組合では、各営業店の窓口とは別に、お客様からのお問合せ・相談・苦情（個人情報・ご預金ご融資・金融商品販売・その他組合経営情報等）専用窓口を下記の通り設けておりますので、お気軽にお申し付けください。

両備信用組合 「総務部」または「お取引先店舗」
 TEL (0847) 45-2228 FAX (0847) 45-2784
 受付時間：平日 9：00～17：00

※当組合取扱いの保険についての苦情等のお申し出は、当組合総務部または下記生命保険相談所、そんぽADRセンターへお申し出ください。

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電 話	TEL 03-3286-2648	TEL 0570-022808
受 付 日 時	月～金（除 祝日、年末年始） 9：00～17：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：15～17：00

紛争解決措置

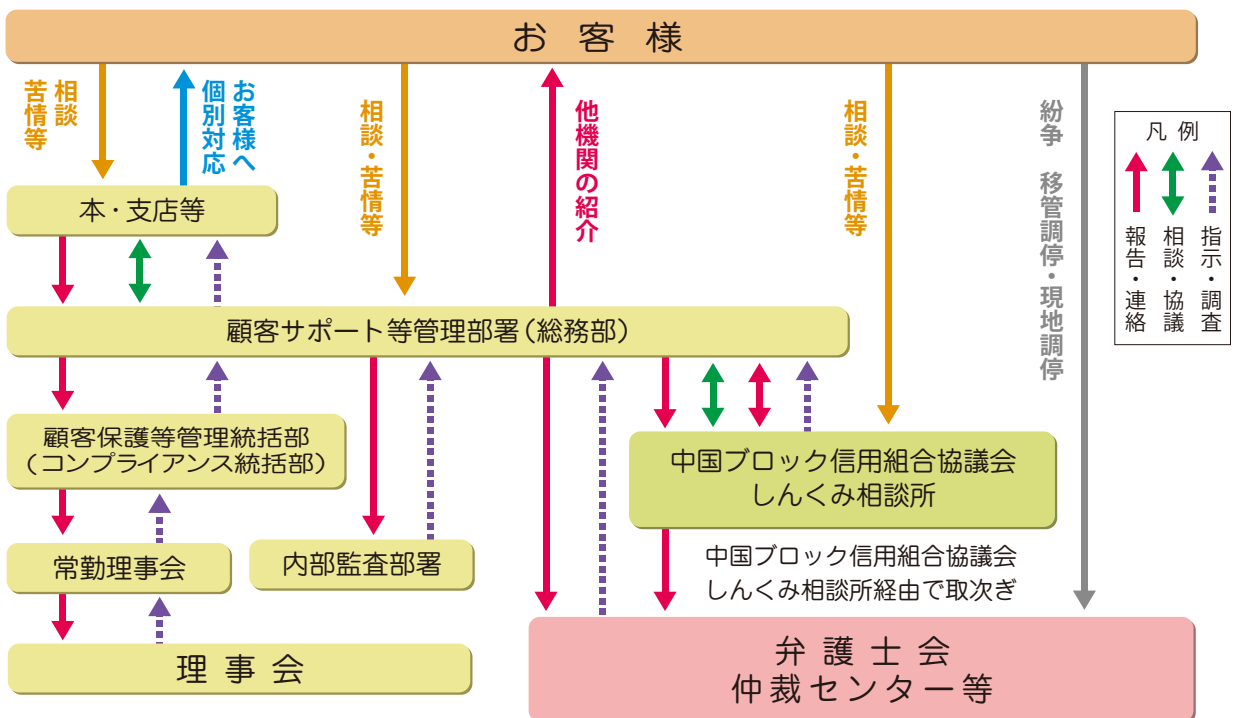
弁護士会にて紛争解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記の当組合のお問合せサポート窓口または、下記の一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
 電話番号：03-3567-2456
 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）
 受付時間：9：00～17：00
 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館）

弁 護 士 会

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）
 広島弁護士会 仲裁センター（電話：082-228-0230）

当組合の苦情受付・対応態勢



当組合の「勧誘方針」

「金融商品販売法」および「金融商品取引法」に基づき、金融サービスの利用者（お客様）の保護と、公正かつ円滑な金融取引が行える環境を整備するために、以下の勧誘方針を定め、勧誘の適正確保に取り組んでいます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000 万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）: 1 保険事故につき 100 万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）: 月額換算 5 万円
 - (c) 疾病入院給付金: 5 千円【特定の疾病に限られる保険は 1 万円】* 合計 1 万円
 - (d) 疾病手術等給付金: 1 保険事故につき 20 万円【特定の疾病に限られる保険は 40 万円】* 合計 40 万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

当組合の「勧誘方針」

共済募集指針

当組合は、共済募集にあたり、中小企業等協同組合法・中小企業等協同組合法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項に基づき適切な共済募集を行います。

なお、当組合が行う共済募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する共済契約および共済引受組合

共済契約は保険商品ではありません。共済契約は預金等ではなく、当組合が元本（払込共済掛金の合計額）を保証する商品ではありません。預金保険機構の保護対象外となります。

当組合が募集を行う広島県中小企業共済協同組合の共済契約につきましては、当組合HPまたは支店窓口のパンフレットでご確認いただけます。

共済契約は、お客様と共済引受組合である広島県中小企業共済協同組合間における取引となります。

共済契約のお引受や共済金等のお支払いは、共済引受組合が行います。

なお、共済引受組合が経営破綻した場合は、共済金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結したり、金額が減額する場合があります。

2. 共済募集に係る制限について

- (1) お客様の当組合への事業性資金の融資申込期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人の代表者で法人の事業性資金の融資申込をしている場合はその法人）には、共済契約のお取扱いをすることができません。（当組合の組合員の方は除きます。）
- (2) 共済契約者または被共済者になる方が下記のいずれかに該当する場合、当組合の組合員である場合を除き、共済契約のお取扱いをすることができません。

①当組合から事業性資金のご融資（手形割引を含みます。）を受けている法人、その代表者、個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます。）

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の役員の方、従業員の方（代表者を除きます。）

※従業員数が20名を超える「融資先法人等」の役員の方、従業員の方を共済契約者または被共済者とする共済募集を行う場合はこの限りではありません。

3. 募集代理所としての販売責任について

当組合では、お客様への共済募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、中小企業等協同組合法、金融商品販売法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、共済代理所としての販売責任を負います。

なお、共済引受組合の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合、当組合はこの損害をてん補致しませんのでご了承ください。

4. お客様からのお問い合わせ窓口（苦情・相談）

当組合では、共済募集に関するお客様の苦情・相談について適切に対応いたします。

なお、当組合では、共済募集時の説明や苦情・相談に係る記録（お客様からご提出いただいた書類を含みます。）を共済期間満了時まで保管させていただいております。

また、ご相談の内容によっては共済引受組合が対応させていただく場合がありますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

●保険募集・共済募集および契約内容に関するお問い合わせは…

両備信用組合 業務部 業務課

TEL：0847-45-2228（9：00～17：00／土日祝日を除く）

●苦情・ご相談に関するお問い合わせは…

両備信用組合 総務部 総務課

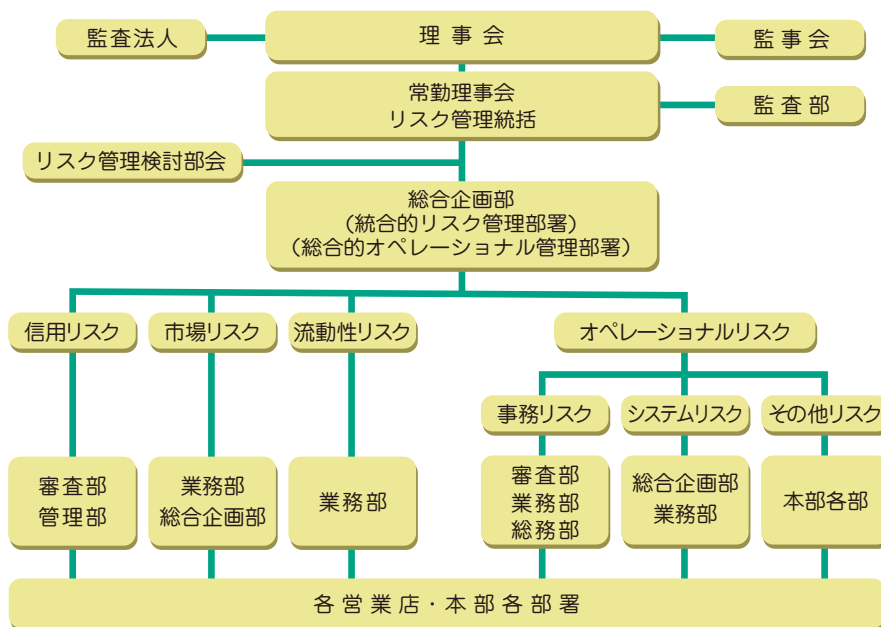
TEL：0847-45-2228（9：00～17：00／土日祝日を除く）

リスク管理態勢

リスク保有は、金融機関の根源的な機能であり、収益の源泉であります。このリスクを適切に管理・コントロールするリスク管理の重要性はますます高まっております。当組合では、業務に内包する様々なリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照するとともに、評価・改善するプロセスを確立することにより経営の健全性強化に取り組んでいます。

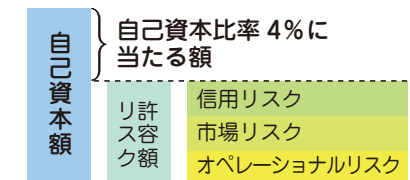
リスク管理体制

当組合では、各リスクの管理部署を明確化し、リスクカテゴリー毎の適切な管理を進めるとともに、これらの各リスクを統合的に管理する体制を整備しております。



統合的リスク管理

当組合は、経営体力に見合ったリスクテイクを図るため、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの各リスク量の合計額を自己資本額内に収める統合的リスク管理を行っております。



信用リスク

1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクのひとつと位置づけ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、全役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識・管理する態勢を構築しております。また、信用リスクの評価につきましては、法人信用格付システムを活用した厳格な審査を行い、特定先あるいは特定業種への与信集中を回避しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制とし、さらに、経営陣による信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」および「償却・引当計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。具体的には、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先は、債務者区分ごとの債権額に対し、それぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先は、債権額から優良担保等を除いた未保全額に対して債権者ごとに予想損失額を算定して計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

*法人向けエクスポージャー

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- 株式会社投資情報センター(R & I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S & P)

*金融機関向けエクスポージャーのカントリー・リスク・スコア

- 経済協力開発機構

なお、投資信託においては、上記の適格格付機関に加え、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)も使用しております。

リスク管理態勢

2.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当組合では融資の取上げに際し、資金使途・返済資源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識し、担保または保証に過度に依存しないような融資を行っておりますが、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失（信用リスク）を軽減するために、担保または保証が必要と判断した場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める「担保評価基準」や「事務手続き」等により、適切な担保評価・管理ならびに適切な事務の取扱いを行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務手続により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業者やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替相場、有価証券の価格等の市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産価値の減少および収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等の市場関連リスクからなっております。

また、「市場リスク管理規定」を設け、各市場関連リスクのリスクリミット・ポジション枠の設定を行い、定期的なモニタリングを通じてリスク管理を行っております。

1.金利リスク

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合ではこれらについて定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢をとっています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクを算定し、リスク管理検討部会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うことなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

内 容	定義
計 測 手 法	内部計算方式（再評価方式）
コ ア 預 金	対 象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等） 算定方法：①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限 満 期：2.5年
金利感応資産・負債	預金、貸出金、預け金、有価証券、その他の金利・期間を有する資産・負債
金 利 シ ョ ッ ク 幅	円金利ショック幅1%（USDは2%等）
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

2.派生商品取引・長期決済期間の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当組合では、保有する投資信託が運用手法の一つとして行っているものであり、直接、為替先物予約取引や債券先物取引等は行っておりません。よって、市場リスクへの対応は、余裕資金運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、投資する投資信託のリスクを最大予想損失額（VaR）で計測したうえで、リスク量をリスク資本の範囲内にコントロールする態勢を講じております。

なお、リスク資本の割当については、組合で定める「統合的リスク管理マニュアル」等に則り、適切な管理を目指しております。また、長期決済期間取引はありません。

リスク管理態勢

3.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、有価証券投資の一環として購入したものです。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況および、時価評価などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当組合では、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 株式会社投資情報センター(R & I)
- 株式会社日本格付研究所(J C R)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S & P)

なお、投資信託においては、上記の適格格付機関に加え、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)も使用しています。

4.出資その他これに類するエクスポージャー・株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定された運用限度額、リスク限度枠の遵守状況を、常勤理事会(リスク管理統括部署)に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にリスク管理検討部会で検討のうえ常勤理事会へ報告しています。

一方、非上場株式、その他ベンチャーファンドへの出資金に関しては、当組合が定める「リスク管理規程」および、「余裕資金運用方針」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により、資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることによる損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

当組合は、お客さまの日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応するため、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

具体的には、払戻資金等のポジションを定め、逼迫度に応じたアラームポイントを設定するとともに、モニタリングを通じてリスクを管理しております。

オペレーショナルリスク

1.リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当組合は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識・評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理検討部会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等に報告する態勢を整備しております。

2.オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

地域密着型金融

当組合は経営理念に基づいた地域密着型金融を推進・深化させるため、お取引先への円滑な資金供給、相談業務にかかる助言・支援および、情報提供の充実を図り、中小企業経営者の事業振興や家庭生活の質の向上に貢献することで、地域の活性化を目指しています。

1. 当座貸越「絆」(当組合独自の融資制度)

急な事業資金不足に対応いただけます。

- ・口座開設手数料 無料
- ・期限更新手数料 無料
- ・カード発行手数料 無料

2. 経営基盤安定化資金(当組合独自の融資制度)

信用保証協会の保証が得られない場合においても、長期的なお取引のなかで当組合独自の審査で、無担保でご融資いたします。

3. 産業支援融資(県)

信用保証協会と連携して、創業、新事業、成長分野の事業を行おうとする中小企業の支援を行います。



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整えています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例(平成30年度)】

1. 主債務者および保証人の状況、事案の背景等

A社は、平成12年創業の介護福祉業で、介護施設を3箇所運営し、3期連続安定した売上、利益計上。当組合企業法人格付、連続「AA」と財務内容良好である。取引金融機関は当組合をメインとし、今回A社への融資提案により運転資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討を行いました。併せて既存融資の経営者保証解除の検討も行いました。

2. 取り組み内容

A社からの申込みを受けて検討した結果、(1)内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、法人単体での返済が十分可能であること。(2)適時・適切な情報開示が行われ、従来から良好なりレーションが構築されていること。

以上のことを勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととしました。また、既存融資の経営者保証の解除を行うこととしました。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	平成29年度	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	19件	23件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.04%	1.38%
保証契約を解除した件数	10件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件

外部専門機関・外部専門家等の連携・活用状況

● 連携・活用状況(平成30年度)

外部専門機関や外部専門家等の専門的な知見・ノウハウ等をより積極的に活用し、経営改善の計画策定や中小企業・小規模事業者の方が抱えておられる経営課題に共に取り組んでいます。

外部機関・外部専門家等	
中小企業の未来サポートサイト「ミラサポ」専門家派遣	8回
各種専門家派遣	4回

地域密着型金融

地域密着への取組み(実現に向けたコミュニケーション強化を含めた活動)

No.	行事名	開催主体	時期	行事の概要
1	府中まちなか活性化支援事業	府中市	通 期	まちなかに生活支援施設の集積や賑わいを創出することを目的とした府中市の制度をバックアップしています
2	首無地藏菩薩大祭	首無地藏	毎月18日	府中の観光資源としても人気の地藏尊大祭への協力
3	リョーシン安心サポート	当組合	通 期	「安心サポート」契約を締結いただいた企業・事業所へお勤めの皆様へローンの優遇を実施し福利厚生面をお手伝い
4	府中のはしご酒	商工会議所	H30.5.25	府中市内の飲食店巡り「はしご酒」へ参加
5	備後国府まつり	府中市 他	H30.7.21	府中音頭、博多どんたく踊りで参加
6	サッサカ祭り	福山北商工会 他	H30.8.18	盆踊りで夏祭りへ参加
7	廿日胡祭	世羅町商工会 他	H30.8.19	仁輪加狂言等祭イベントへ参加
8	上下白壁通り各種イベント会場	上下町商工会 他	通 年	案山子の製作と街頭展示(10月) 観光メイン通りの好立地に位置する上下支店前敷地を、イベント時に無料開放し協力
9	第4回しんくみビジネスマッチング	岡山県信用組合協会 (当組合共催)	H30.11.14	「つながる、輝く。」をコンセプトに、交流を通じ輝くようなビジネスチャンスをも！ 応募の取引先企業様と参加
10	稲生神社はだか祭	久井支店エリア	H31.2.16	今回は観衆として参加
11	常金丸地区駅伝大会	金丸支店エリア	H31.2.3	「リョーシン」チームを結成し参加
12	グラウンドゴルフ大会	府中、世羅、久井	年1回	「リョーシン」チームを結成し参加
13	ゲートボール大会	府中、金丸	年1回	「リョーシン」チームを結成し参加
14	リョーシン経営塾	タナベ経営	第12クール (全4回コース)	会員事業所の経営力強化等に役立つセミナーを実施
15	府中まちなかお店ゼミナール	府中商工会議所 (府中まちなか繁盛隊)	H30.8.20	お金について勉強しましょう 1億円の重さって、何kgかな？



廿日胡祭



グラウンドゴルフ大会

●リョーシン経営塾

本塾は、志高き経営者・次世代を担う後継者・経営幹部の皆様の経営をご支援することを目的に開催致します。

第13期リョーシン経営塾

■勉強会(テーマ)

- ナンバーワンブランドを目指す
～小さな会社のブランディング戦略～
- 見える化活動による企業体質改善
～物の見える化、業務の見える化、管理の見える化～

■特別講演会

- ゲスト経営者講演会
～発展の軌跡及びノウハウについて～
- 個別経営アドバイス
- 情報提供サービス

会員様の声(第12期お客様の声一例)

会社の3年後、5年後を見据えて、計画すること、その目的を伝えることの大切さを学びました。今後も積極的に参加したいと思います。



しんくみビジネスマッチング『つながる、輝く。』

広島、岡山両県の信組と取引のある事業所による商談会「第4回しんくみビジネスマッチング」を開催。このビジネスマッチングは、「つながる、輝く。」をコンセプトとして掲げ、参加する企業様が参加企業同士、バイヤー企業、一般のお客様との商談により「つながる」ことができ、そのつながりを通して「輝く」ようなビジネスチャンスを掴んでいただきたいという願いのもと開催しております。

□ 出展資格

主催者の定める本会開催主旨に沿う製品、技術、サービス、システムを提供する会社、その他の事業体に限定され、主催者の製品などが展示に適するか否かを決定する権利を有します。

□ 個別商談会とフリー商談会でより多くのお客様との商談が可能です。

□ バイヤー企業も参加します。商談スペースで個別商談会を実施。

総出展社数：134社

当組合顧客企業：7社

日時：2018年11月14日(水)

①商談会 10:00～12:00

②フリー商談会 12:00～16:00

場所：笠岡総合体育館

主催：岡山県信用組合協会

共催：両備信用組合、笠岡信用組合、朝銀西信用組合、
広島市信用組合、広島県信用組合、信用組合広島商銀、備後信用組合、香川県信用組合、秋田県信用組合、笠岡市、笠岡商工会議所



地域密着型金融

■ 取組みに対するベンチマーク

※ ベンチマーク（数値指標）は平成29年度分を開示しております。

取引先企業の経営改善や成長力の強化

金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数および同先に対する融資額（法人先のみ集計）

メイン先数	441先	メイン先の 融資残高	221億円	うち経営指標等が 改善した先	198先
-------	------	---------------	-------	-------------------	------

取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	110先	うち好調先…売上高、当期利益とも計画比100%以上の先	2先
		うち好調先…売上高、当期利益の一方が計画比100%以上の先	13先
		うち好調先…売上高、当期利益とも計画比80%未満の先	95先

取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

金融機関が関与した創業、第二創業の件数

当組合が関与した創業件数	7件	当組合が関与した第二創業件数	3件
--------------	----	----------------	----

取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ライフステージ別の与信先数および融資残高（法人先のみ集計）

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
		ライフステージ別の 与信先数	850先	32先	90先	593先
上記与信先に係る 融資残高	351億円	4億円	50億円	255億円	12億円	29億円
創業期…創業、第二創業から5年までの先		成長期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先		安定期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%の先		
安定期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%の先		低迷期…売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先		再生期…貸付条件の変更又は延滞がある先		

本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

メイン取引先のうち、経営改善 提案を行っている先	メイン先数	経営改善先数
	752先	13先

人材育成

取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、 研修等への参加者数、資格取得者数		
研修実施回数	参加者数	資格取得者数
6回	14人	5人

外部専門家の活用、他の金融機関および中小企業支援施策との連携

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先	2先
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	0先

地域貢献活動

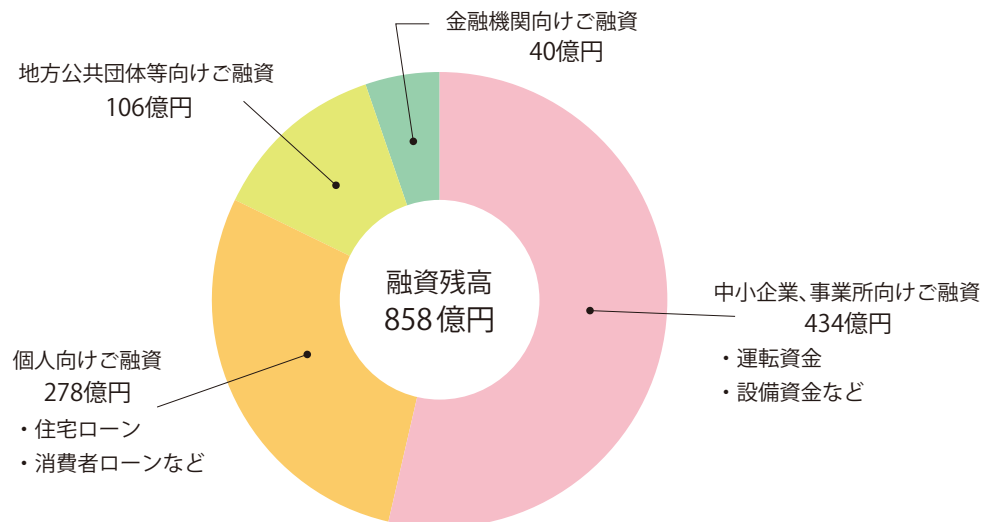
地域に対する当組合の姿勢

当組合は、コミュニティ・バンクとしての社会的使命を発揮し、地域の活性化に繋がる地域貢献活動に取り組んでおります。

【ご融資を通じた活動】

地域の皆様からお預かりした預金を、地域の事業所や個人にご融資することで、事業経営者の事業繁栄や生活者の生活の質の向上に、お役に立っています。

事業経営者、会社員等、地域の皆様の融資ニーズに対応した各種融資商品をご用意しております。



• 商工会議所会員サポートローン

商工会議所会員様を対象に、ご利用しやすい事業者ローンを取扱いしております。

• 無担保スピード保証融資

広島県、広島県信用保証協会と提携した無担保融資を取扱いしております。

• リョーシン経営塾

経営コンサルタント「株タナベ経営」と提携し、会員皆様の経営力強化等に役立つセミナーを実施しています。また、個別相談も受付けておりますので、何なりとご相談ください。

• ビジネス・マッチング

御社の商品・技術を求める企業を提携先機関等を通じて斡旋のお手伝いをしています。



リョーシン経営塾



福山大学備後経済論II 講義風景



リョーシン年金旅行

地域貢献活動

[ご預金とご融資を通じた活動]

将来に必要な貯蓄を推奨するために、様々な金融商品を取扱いしています。

- 子育て支援積金
お子様の健やかな成長を願い、お子様の人数により金利が段階的に優遇される定期積金を取扱いしております。
なお、毎年図書券もプレゼントしています。
- 退職者優遇定期預金
大切な退職金を安全・有利に運用していただくための定期預金「安泰」を取扱いしています。
- ねんきん福祉定期など
公的年金を当組合で受給していただいている方を対象に、金利を優遇した定期預金を取扱いしています。
- 太陽光ローン
太陽光発電システムの購入設置資金、太陽光発電設備融資資金の
借り換えにご利用ください。
- 創業支援ローン
創業・新事業に必要な運転資金、設備資金にご利用ください。
- ベストライフ
お使いみち自由なローンです。(事業資金は除きます。)



[情報誌の提供]

経営、年金、税金、生活などの各種情報誌などを提供しておりますので、ご活用ください。

- 所得税の確定申告のてびき
- ボン・ビーバン
(生活情報誌：隔月発行)
- リョーシンとびっくす
(ミニ新聞)
- 経営情報リポート(毎月発行)
- 生活情報リポート(毎月発行)



[スポーツ支援活動]

地域の皆様の健康増進と参加者の親睦を目的に、各種スポーツ活動を主催等しております。

- 久井リョーシンカップ グランドゴルフ大会
- 府中市長杯 春季(秋季) ゲートボール大会
- 常金丸地区 ゲートボール親善大会
- 久井町親善 ゲートボール大会
- 世羅リョーシンカップ グランドゴルフ大会等

[その他の活動]

- 年金相談会
年金制度は、複雑でわかりにくいとのご意見から、社会保険労務士による「年金よろず相談会」を各営業店にて開催しています。
- ボランティア活動
社会貢献の活動として、リョーシン役職員全員で地域の清掃活動や献血活動を行っています。
- 教育支援活動
地域の学校が実施する職場体験学習に協賛し、リョーシンを選んだ中学生が当組合の職場において金融業務の体験を通じて、仕事や社会ルールなどについて勉強されています。

[地域行事への参加]

地域社会の一員として、地域のつながり、活性化を高める地域の行事に積極的に参画しています。

- 備後国府祭り
- 甲山廿日えびす
- 上下白壁祭り
- 駅家サッサカ祭り
- 久井岩海祭り
- 吉舎夏祭り等



備後国府祭り

地域貢献活動

振り込め詐欺を防止するために

当組合では、地域の皆様の財産を守るため、地域の皆様が振り込め詐欺の被害に遭われることが無いよう、振込をされるお客様や出金をされるお客様へ、注意の声掛けをさせていただいております。

振り込め詐欺は、なりすまし詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、投資名目の詐欺等、手口がいかだんと巧妙となっております。お客様の大切な財産が被害に遭うかもしれません。

当組合は、地域で声を掛け合って、振り込め詐欺の被害を防止していきたいと考えております。少しでも「おかしいな」と思われることがあれば、振込をする前に当組合の職員へご相談ください。

〈声掛けの例〉

- お客様に『預金払戻アンケート《お願い》』をお願いしております。お客様の“お金を守る大切なアンケート”です。お答えにご協力をお願いします。



- 振込をされるお客様や出金をされるお客様へ、お引出されるお金の使い道等引出の理由を、確認させていただいております。

●ATMでの振込取引の制限の実施

高齢者のATMによる振り込め詐欺被害を未然に防止するため、平成29年6月1日より、取引時の年齢が満70歳以上の個人の方で、過去1年間ATMによる振込サービスを利用されていない方のATMによる振込取引を制限させていただきます。

振り込めと言われたら、まず「詐欺」を疑ってください。

キャッシュカード犯罪防止の取組み

キャッシュカードの盗難・偽造による被害を防ぐ、または被害を少なくするための対応を行っておりますのでご利用ください。

ATMでのカード暗証番号の変更

ATMで随時、何回でも変更できます。

生年月日等、類推されやすい番号を設定されている方は変更をお願いいたします。

■ATMの操作

カードをご持参のうえ、ATMの画面より「暗証番号変更」を押し、案内表示に沿って操作してください。

※類推されやすい番号への変更は避けてください。

類推されやすい番号とは、生年月日(和暦・西暦)、電話番号の下4桁、4桁同数、昇順・降順番号などをいいます。

ATMの1日あたり利用額の変更

ATMの1日あたりの利用額の変更は、お取引店の窓口でお申込下さい。

地域貢献活動

利用できるATMの設定

ご利用いただけるATMを当組合ATMに制限することで、カード盗難・偽造時の被害発生を抑えることができます。

■ 設定の方法

カードとお届け印をご持参のうえ、カード発行店の窓口でお申し付けください。

ATMご利用明細票の口座番号等の表示

ご利用明細票の口座番号、またはカード振込時のご利用明細票の電話番号等を「※」に変えて表示しており、ご利用明細票よりの偽造カードの作成防止および個人情報の保護を図っております。

ATM周りのセキュリティー対応

ATMの画面を覗き見されないよう、全てのATMに覗き見防止フィルターを設置しております。
また、後方確認ミラーを取り付け、安全を確認していただけるようにしております。

緊急のご連絡受付

カード・通帳・印鑑を紛失された場合、または盗難・偽造に遭われた時は下記にご連絡ください。

月曜日～金曜日（営業日のみ）	8:30～18:00 上記以外の時間	お取引店へご連絡ください 受付専用窓口※ 0120-453-138
休日（土曜日・日曜日・祝日）	終 日	受付専用窓口※ 0120-453-138

※受付専用窓口のフリーダイヤルは、ご連絡いただいた時間により、「信組ATMセンター」が受付させていただきます。
ご連絡のあと、再発行等のお手続きにお取引店までお越しください。

ご預金等の被害の補償

通帳・証書・キャッシュカードの盗難等による預金の不正引出しにより、お客様が被害に遭われた時、被害額について補償させていただける場合がありますのでお申し出ください。

盗難・偽造による被害の補償

通帳・証書・キャッシュカードの偽造または盗難により、お客様のご預金等（※）が不正に引き出された場合には、原則として当組合が補償させていただきますが、被害額の一部または全額について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。
なお、ご不明な点につきましては当組合の窓口等でお問合せください。

※ご預金および総合口座の当座貸越、カードローンとなります。

● 盗難により被害に遭われた場合

お客様に重大な過失または、過失がなかった場合 ↓ 原則として被害額の全額が補償されます	お客様に過失（重大な過失以外）があった場合 ↓ 原則として被害額の75%が補償されます	お客様に故意または重大な過失があった場合 ↓ 原則として補償されません
---	---	---

※盗難の被害に対する補償対象は、やむを得ない事情を除き、当組合に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

● 偽造により被害に遭われた場合

お客様に重大な過失がなかった場合 ↓ 原則として被害額の全額が補償されます	お客様に故意または重大な過失があった場合 ↓ 原則として補償されません
---	---

★当組合が補償をさせていただくためには、お客様に次の3つの要件を満たしていただく必要があります。

- ①お客様が通帳・証書・キャッシュカードの盗難に気づかれた後、当組合に速やかにご通知いただいていること。
- ②当組合の調査に対しお客様から十分な説明をいただいていること。
- ③お客様が当組合に対して、警察署に被害届を提出していることや、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実が確認できる物をお示しいただいていること。

★お客様の「重大な過失」および「故意」・「過失」につきましては、当組合窓口へお問合せください。

また、上記（3つの要件および重大な過失・過失）以外にも補償されない場合がありますので、当組合窓口へお問合せください。

お客様満足度アンケート

平成30年度 お客様満足度アンケート集計結果

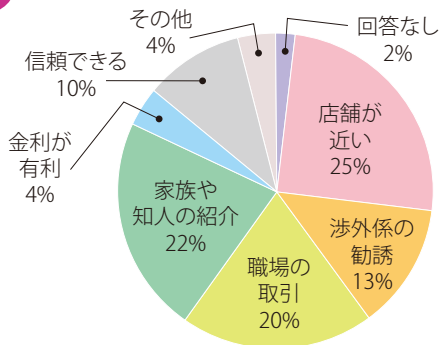
調査期間：平成31年1月18日(金)～平成31年2月28日(木)

アンケート対象者：無作為に抽出したお客様 600名

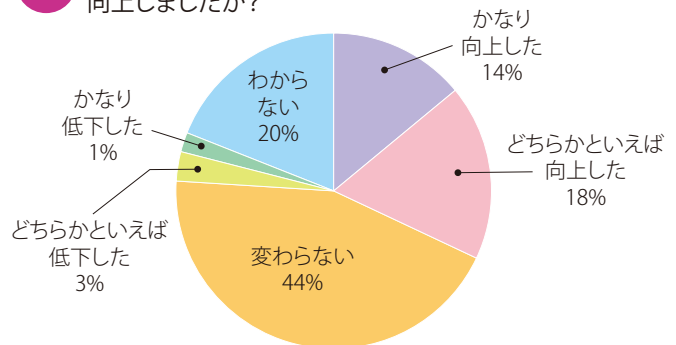
アンケート方法：郵送方式で配布・回収

回答数：207名(回答率34.5%) (前回194名 32.3%)

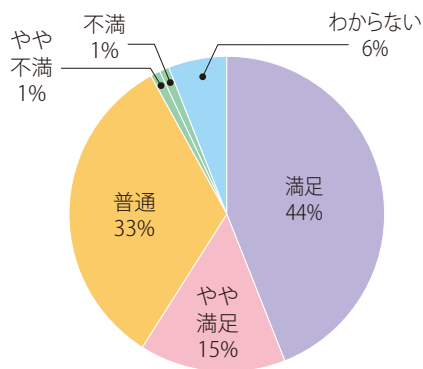
Q.1 リョーシンのお取引のきっかけは何ですか？



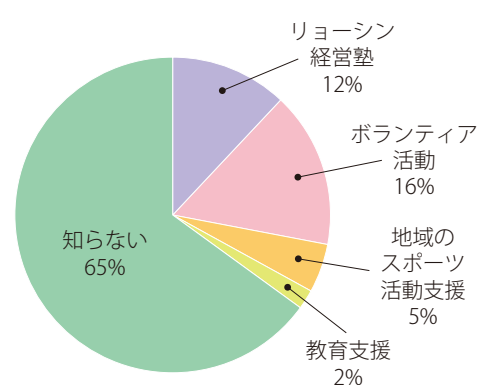
Q.2 一年前と比較して、窓口職員、渉外担当者の対応は向上しましたか？



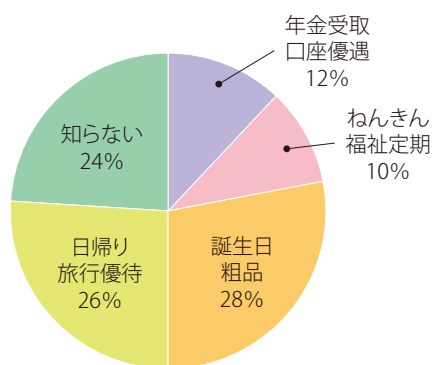
Q.3 リョーシンの店舗の雰囲気はいかがですか？



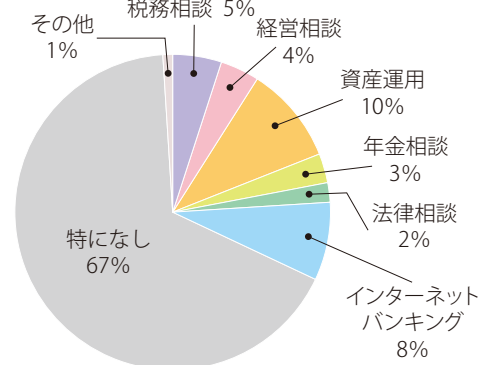
Q.4 リョーシンの地域貢献活動をご存知ですか？



Q.5 リョーシンで年金をお受取になられる方へのサービスをご存知ですか？



Q.6 リョーシンに対してどのようなサービスをお望みですか？



アンケート集計結果を踏まえた今後の取り組みについて

取り組み内容	今後の取り組み
人材育成の徹底について	地域でなくてはならない金融機関として信頼される職員を目指し、人材育成OJTプログラムに基づき、計画的な人材育成(知識習得と訓練)を実施することにより、自主性、自立性を持った人間としての能力を高めることで、組合の業績向上と職員の人間力向上を目指して参ります。
HPの見直し等について	業務のIT化が急激に進んでいる昨今の状況を踏まえ、ホームページ等の見直しを行い、お客様の満足度向上に繋がる対応を検討して参ります。

リョーシンのあゆみ

昭和27年	4月	芦品信用組合創立	平成14年	3月	預金1,000億円達成
	〃	甲山信用組合創立		4月	創業50周年記念式典
昭和28年	8月	上下信用組合創立		〃	第5次中期経営計画スタート
昭和48年	4月	芦品信用組合、甲山信用組合、上下信用組合が合併し、両備信用組合に名称変更 理事長 市川正彦 就任		〃	ペイオフ解禁（定期性預金）
昭和49年	9月	預金100億円達成	平成15年	6月	個人向け国債取扱開始
昭和50年	3月	広島県下7組合共同オフライン処理稼働		12月	本店ビル リニューアル工事完成
昭和51年	2月	福山支店開設	平成16年	5月	セブン銀行とのATM提携
昭和53年	9月	組合員1万人を突破		6月	理事長 内海正之 就任
昭和54年	3月	広島県下6組合共同オンライン処理稼働	平成17年	4月	第6次中期経営計画スタート
	12月	預金200億円達成		〃	ペイオフ全面解禁
昭和56年	3月	金丸支店新築移転		〃	個人情報保護法完全実施
	10月	創業30周年記念講演会 (NHK鈴木健二アナウンサー)	平成18年	10月	個人年金保険発売
昭和57年	4月	創業30周年記念式典		11月	リョーシン経営塾第1クール開催
	10月	上下支店新築落成	平成19年	9月	地域密着型金融の推進
	〃	福山東支店開設		11月	リョーシン経営塾第2クール開催
	12月	預金300億円達成	平成20年	2月	預金1,100億円達成
昭和58年	12月	吉舎支店新築落成		4月	第7次中期経営計画スタート
昭和59年	7月	神辺支店開設		11月	リョーシン経営塾第3クール開催
昭和60年	4月	店外「ATM府中天満屋出張所」開設	平成21年	10月	ATM手数料キャッシュバック制度開始
	12月	久井支店新築移転		11月	リョーシン経営塾第4クール開催
昭和61年	3月	預金400億円達成		12月	福山平成大学と「産学連携に関する協定」調印
	4月	小国支店改築移転		〃	中小企業等金融円滑化基本方針を定める
	7月	新市支店開設	平成22年	3月	反社会的勢力に対する基本方針を定める
	11月	理事長 錦織正太 就任		11月	リョーシン経営塾第5クール開催
昭和62年	10月	駅家支店新築移転		〃	小国支店移転
昭和63年	4月	国債窓口販売業務代理店取扱開始	平成23年	3月	新市支店改築
	6月	外貨両替の取扱開始		4月	第8次中期経営計画スタート
	12月	預金500億円達成		〃	広島県信用組合と合併基本協定書調印
平成2年	4月	第1次中期経営計画スタート		10月	広島県信用組合との合併延期
	〃	理事長 渡邊弘蔵 就任		11月	リョーシン経営塾第6クール開催
	9月	預金600億円達成	平成24年	4月	創業60周年記念式典
平成3年	2月	全国キャッシュサービス加盟		5月	広島県信用組合との合併を前提とした業務提携
	5月	広島県下共同第3次オンライン稼働		6月	理事長 安原秀治 就任
平成4年	3月	預金700億円達成		11月	リョーシン経営塾第7クール開催
	4月	創業40周年記念式	平成25年	2月	「でんさいネット」スタート
平成5年	4月	第2次中期経営計画スタート		8月	株式会社ビューカードとのATMサービス提携
	10月	府中東支店開設		11月	リョーシン経営塾第8クール開催
平成6年	3月	証券業務の取扱開始	平成26年	4月	第9次中期経営計画スタート
	8月	第1回リョーシン年金友の会旅行		11月	リョーシン経営塾第9クール開催
平成8年	3月	預金800億円達成	平成27年	11月	リョーシン経営塾第10クール開催
	4月	第3次中期経営計画スタート		12月	預金1,200億円達成
	5月	理事長 鶴田秀夫 就任		〃	府中市と「地域見守り活動に関する協定」調印
平成11年	4月	第4次中期経営計画スタート	平成28年	11月	リョーシン経営塾第11クール開催
	10月	預金900億円達成	平成29年	4月	第10次中期経営計画スタート
平成12年	3月	デビットカードサービス取扱開始		6月	株式会社ファミリーマートとビジネスマッチング 契約締結
	4月	郵貯とのATMサービス提携		〃	理事長 渡邊陽治 就任
	4月	監督官庁 金融庁に移管	平成30年	1月	リョーシン経営塾第12クール開催
	10月	店外「ATMマックスバリュ世羅店出張所」開設		12月	預金1,300億円達成
平成13年	6月	創業50周年総決起大会	平成31年	1月	リョーシン経営塾第13クール開催
	7月	朝日（現あずさ）監査法人と監査契約締結	令和元年	5月	信組情報サービス（SKC）システムスタート
	9月	損害保険代理店認可			

両備信用組合の組織

信用組合は、協同組合組織による、組合員の相互扶助と地域・業域・職域密着を理念とした金融機関です。

当組合は地域信用組合として、地域での金融の円滑化と、経済的地位の向上に寄与することを経営の基本としております。

※地域となる営業区域一覧は27ページに掲載しております。

信用組合の根拠法

- ① 中小企業等協同組合法
- ② 協同組合による金融事業に関する法律

組合員の資格

加入資格のある方はいつでも出資することで組合員になることができます。

組合員の加入資格

- ・当組合の営業区域内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小企業者
※事業の規模については業種別に要件があります。
- ・当組合の営業区域内に住所又は居所を有する者
- ・当組合の営業区域内において勤労に従事する者
- ・当組合の営業区域内において事業を行う事業者の役員および当組合の役員
- ・当組合の営業区域内に転居することが確実と見込まれる者

総会（総代会）

総会は、信用組合の運営のための最高議決機関です。

組合員の総数が法定数（200人）を超える場合には、総会に代わる総代会を設けることが認められており、当組合は総代会を採用しております。

総代会は総代で組織され、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律に定められた総会の議決事項のほか必要な事項についても議決することができます。

主な議決事項

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 定款の変更 | ⑥ 剰余金処分案 |
| ② 組合の解散又は合併 | ⑦ 毎事業年度の収支予算および事業計画 |
| ③ 事業の譲渡・譲受け | ⑧ 役員（理事・監事）の報酬の総額 |
| ④ 組合員の除名 | |
| ⑤ 理事・監事の選任および解任 | |

総代会制度

1. 総代会の仕組み（役割）

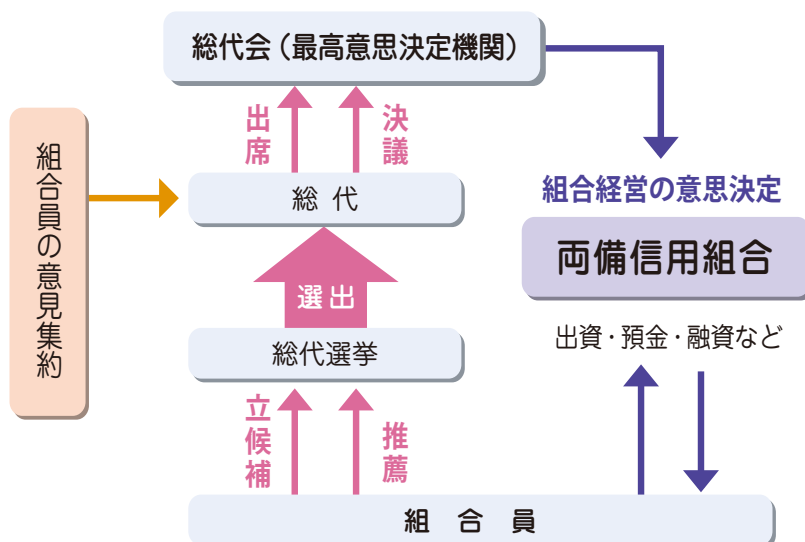
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員23,679名（31年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

両備信用組合の組織



当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査や総代懇親会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

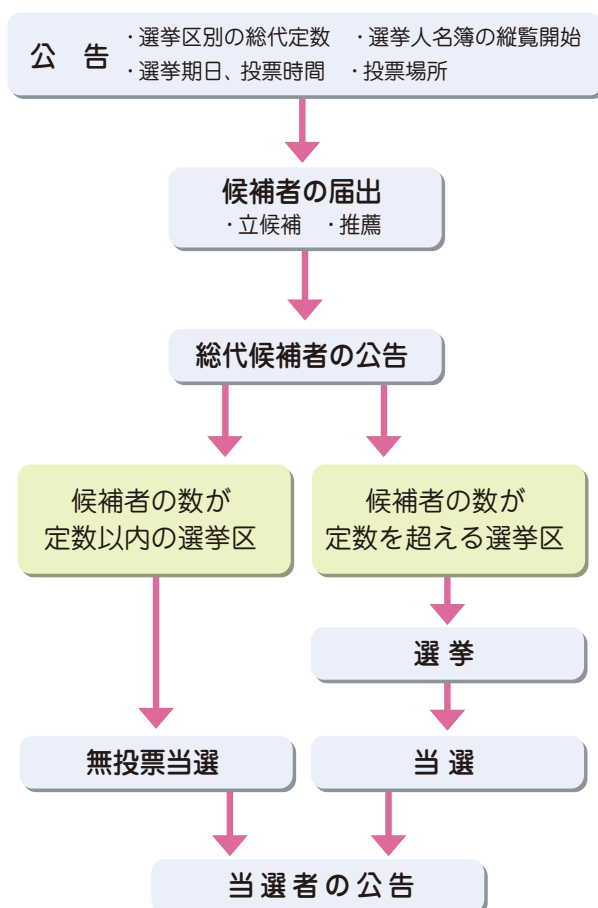
なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を13の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、170人以上200人以内です。

■総代選挙までの手続き



両備信用組合の組織

■総代選挙区および定数表

選挙区	総代定数	選挙区	総代定数	選挙区	総代定数
本店、府中町支店、府中東支店 地区	50	小国支店 地区	9	福山東支店 地区	7
甲山支店 地区	28	吉舎支店 地区	9	神辺支店 地区	11
上下支店 地区	20	金丸支店 地区	7	新市支店 地区	9
駅家支店 地区	19	三和支店 地区	9		
久井支店 地区	11	福山支店 地区	11	合 計	200

*各選挙区毎の総代は各選挙区に取引のある組合員とする。

3. 総代会の決議事項

第67期通常総代会が、令和元年6月24日午後2時より、当組合本店で開催されました。当日は総代200名のうち、出席者176名（うち、委任状による代理出席15名）、議決権行使書による出席75名のもと、全議案が可決・承認されました。

【報告事項】

- 第67期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告の件
- 第67期 計算書類（貸借対照表および損益計算書）報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 第67期剰余金処分案承認の件
 第2号議案 第68期事業計画および収支予算案承認の件
 第3号議案 定款の一部変更に関する件
- ①店舗統廃合に伴う定款の一部変更（府中町支店を本店営業部と統合）
 - ②「地区内への転入予定者への貸付」（組合員資格の拡大）に伴う定款の一部変更
- 第4号議案 組合員法定脱退（除名）承認の件
 第5号議案 理事および監事選任の件

以 上



第67期通常総代会

地区別総代懇親会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代会の後に地区毎に総代を対象にした「総代懇親会」（経営説明会）を毎年実施しております。

当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等をわかり易く説明、一方、総代各位より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営に反映させております。

店舗・ATMのご案内

営業地区一覧

- 福山市
(内海町・沼隈町は除く)
- 府中市
三次市
(作木町・君田町・布野町は除く)
- 庄原市
(東城町・西城町・比和町・高野町・口和町は除く)
- 東広島市豊栄町
- 三原市大和町・久井町
- 尾道市御調町
- 世羅郡
- 神石郡



ATM 設置状況

各営業店に1台設置	ATM 15台
府中天満屋(店外)	ATM 1台

※当組合のキャッシュカードは、国内ほぼすべてのATMで出金ができます。

なお、当組合以外のATMをご利用された場合の手数料は、「キャッシュバック制度(手数料返金)」によりご返金いたします。

*入金は、セブン銀行、ゆうちょ銀行、ほか一部のATMで利用ができます。

*預金通帳の付込みは、全国の提携信用組合のATMでご利用いただけます。一部利用できない店舗もございます。

《キャッシュバック制度の概要》

【当組合の個人のお客さま】

(対象取引は、普通預金キャッシュカードまたはローンカード取引)
他金融機関ATMのご利用時にかかりました「他金融機関ATM利用手数料」「時間外ATM利用手数料」を毎月とりまとめて、翌月の20日(休日の場合は翌営業日)にお客様一人あたり1ヶ月最大2回分のATM利用手数料を限度にご返却いたします。

詳しくは、店頭にお尋ねください。

店舗一覧(事業所の名称・所在地)

本 部	〒726-0003	府中市元町462番地の10	TEL (0847)45-2228	FAX (0847)45-2784
★本店営業部	〒726-0003	府中市元町462番地の10	TEL (0847)45-2229	FAX (0847)45-2677
●府中天満屋		府中天満屋内(店舗外ATM)		
★甲山支店	〒722-1112	世羅郡世羅町大字本郷25番地の1	TEL (0847)22-1144	FAX (0847)22-1125
★上下支店	〒729-3431	府中市上下町上下1057番地5	TEL (0847)62-2200	FAX (0847)62-2202
●★駅家支店	〒720-1132	福山市駅家町大字倉光19番地1	TEL (084)976-2323	FAX (084)976-3501
府中町支店	〒726-0005	府中市府中町140番地の3	TEL (0847)41-2311	FAX (0847)41-2310
久井支店	〒722-1304	三原市久井町江木1162番地の12	TEL (0847)32-6033	FAX (0847)32-6075
小国支店	〒722-1701	世羅郡世羅町大字小国3393番地	TEL (0847)37-2131	FAX (0847)37-2132
吉舎支店	〒729-4211	三次市吉舎町吉舎197番地3	TEL (0824)43-2184	FAX (0824)43-2538
金丸支店	〒729-3111	福山市新市町大字金丸419番地1	TEL (0847)57-8121	FAX (0847)57-8122
三和支店	〒720-1522	神石郡神石高原町小島2156番地1	TEL (0847)85-2319	FAX (0847)85-3470
福山支店	〒720-0031	福山市三吉町4丁目3番11号	TEL (084)925-5850	FAX (084)925-5891
福山東支店	〒721-0907	福山市春日町6丁目1番25号	TEL (084)943-2288	FAX (084)943-2287
●★神辺支店	〒720-2106	福山市神辺町字十九軒屋77番地1	TEL (084)963-4700	FAX (084)963-4709
●★新市支店	〒729-3101	福山市新市町大字戸手604番地3	TEL (0847)51-5333	FAX (0847)51-5334
府中東支店	〒726-0012	府中市須賀町729番地の5	TEL (0847)51-8686	FAX (0847)51-8071

★印のATMの稼働時間は、午前8:45～午後7:00です。

★印の無いATMの稼働時間は、午前8:45～午後6:00です。

●印のATMは土・日・祝祭日 午前9:00～午後7:00まで稼働
(但し、府中天満屋(店外ATM)は、午前9:30～午後7:00)

ATMではキャッシュカードによる暗証番号の変更ができません。

主要な業務

■ 預 金

令和元年6月30日現在

種 類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色	
普通預金 (総合口座)	出し入れ自由	1円以上	普通預金、定期預金、定期積金が1冊の通帳で管理でき、イザという時のため自動で融資がセットできます。 自動で融資は、定期預金・定期積金残高の90% (最高300万円以内) まで、ご利用いただけます。	
無利息型普通預金 (総合口座)			お利息はつきませんが、預金保険により元金が全額保護されています。 ご利用は普通預金(上記)と同様にご利用いただけます。	
貯蓄預金			いつでも出し入れ可能です。 公共料金等の自動支払および給与・年金等の自動受取、総合口座の取扱いはできません。	
当座預金			商取引代金の決済に安全、便利な小切手・手形のためのご預金です。	
通知預金	7日以上	5,000円以上	まとまった資金の短期運用に大変便利です。お引き出しは2日前までにご連絡ください。	
納税準備預金	入金は自由 払出しは納税資金	1円以上	納税資金を計画的に準備するための預金で、お利息は非課税です。	
定期積金	6ヶ月～5年	毎月の積立金 1,000円以上	目標金額を決めて、無理なく貯められるご預金です。 安全確実に財産の基礎をつくってみませんか。	
あんしん積金	5年	毎月の積立金 1万円・2万円	定期積金と生命共済がセットになった大変便利なお預金です。	
子育て支援積金	1年～5年	毎月の積立金 1万円～5万円	口座開設時に18歳以下のお子様がいいらっしゃる方への特別預金です。 お子様1人につき通常金利に0.10%上乗せ	
定期預金	スーパー定期	1ヶ月～5年	1,000円以上	お預け入れ期間は1日単位でお決め出来ます。 ポピュラーな定期預金です。
	新型期日指定定期	3年	1,000円～300万円	1年複利(利息が利息を生む)でお得なお預金です。 1年経過後1ヶ月前までにご通知いただければ、1万円以上で自由に払出可能です。
	変動金利定期	単利 1年～3年 複利 3年	1,000円以上	金利が6ヶ月ごとにその時点の金利へ変動します。
	大口定期	1ヶ月～5年	1,000万円以上	お得な利回りがご利用いただけます。
	ねんきん福祉定期	1年	10万円～500万円	当組合で年金を受給されておられる皆様へ、スーパー定期1年で0.20%のご預金です。
安 泰	1年	100万円～1,000万円	組合員で退職金と認められる資料がある場合は優遇金利でご利用いただけます。 (退職金受領後1年6ヶ月以内)	
財形預金	一般財形 3年以上 年金財形 5年以上 住宅財形 5年以上	1,000円以上	お勤め先の財形制度を通じ、給与・ボーナスからの天引きで貯まるご預金です。 年金財形、住宅財形の合算で元金550万円までは非課税扱いとなります。	

告知ポスター: スーパー定期 0.4%上乗せ

期間: 令和元年6月1日(日)～令和元年6月30日(金)

対象: 当組合で1年以上お勤めの方、当組合で年金を受給されている方、当組合で住宅ローンを利用されている方、当組合で自動車ローンを利用されている方、当組合で教育ローンを利用されている方、当組合で介護ローンを利用されている方、当組合で健康ローンを利用されている方、当組合で生活ローンを利用されている方、当組合でその他ローンを利用されている方

優遇金利: 0.4%上乗せ

対象金額: 1,000円以上

対象期間: 1ヶ月～5年

対象口座: 普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、当座預金

お問い合わせ: 044-771-1111

告知ポスター: ねんきん福祉定期預金

対象: 当組合で年金を受給されている方

優遇金利: 0.2%

対象金額: 10万円～500万円

対象期間: 1年

対象口座: 普通預金

お問い合わせ: 044-771-1111

主要な業務

■ 個人ローン

令和元年6月30日現在

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人	
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入、建替え	10万円～1億円	35年以内	担保：ご自宅の土地建物 保証：保証会社の保証要	
リフォームローン	住宅の増改築、修繕	10万円～500万円	10年以内	担保：不要 保証：保証会社の保証要	
太 陽 光 ロ ー ン	太陽光発電システムの購入設置資金	10万円～500万円	15年以内	担保：不要 保証人：1名以上	
マイカーローン	自動車、バイクの購入 運転免許取得費用 車検費用等	10万円～1,000万円	10年以内	保証：保証会社の保証要 保証人：場合によって必要	
ファミリローン	ゆとりプラン500	個人消費資金(事業性は除く)	500万円以内	5年以内	保証人：1名以上 (ご融資額200万円超は2名以上)
	おまとめプラン1000	個人消費資金(事業性は除く) 保証債務の代位弁済資金等は可	1,000万円以内 (定例年収が限度)	10年以内	保証人：2名以上 (ご融資額300万円超は第三者) (保証人1名を含む2名以上)
	ワイドプラン1500	個人消費資金(事業性は除く)	1,500万円以内	10年以内	保証人：2名以上 (ご融資額500万円超は担保が必要)
シルバーライフローン	満60歳以上、完済時81歳未満の方 (事業性資金・旧債務返済・投機的資金は除く)	10万円～100万円	5年以内	保証：保証会社の保証要 保証人：場合によって必要	
フ リ ー ロ ー ン	ご自由 (事業資金、投機的資金は除く)	10万円～1,000万円	10年以内	保証：保証会社の保証要	
奨 学 ロ ー ン	子弟の学費(入学金・授業料など)、学生 生活費用	10万円～1,000万円	15年以内 (元金据置期間を含む)	保証：保証会社の保証要 保証人：場合によって必要	
快速フリーローン	ご自由 (借入金のおまとめ、事業資金も可)	10万円～500万円	120回以内	保証：保証会社の保証要	
カ ー ド ロ ー ン	ご自由(事業資金、投機的資金は除く)	10万円～300万円	3年 自動更新あり	保証：保証会社の保証要	
マイフレンド	ご自由(事業資金、投機的資金は除く)	30万円、50万円	3年 自動更新あり	保証：保証会社の保証要	

■ 事業者向けご融資

令和元年6月30日現在

種 類	資金のお使いみち
一般のご融資	○手形割引・電子記録債権割引……一般商業手形割引・電子記録債権割引による運転資金のご融資 ○手形貸付……運転資金などの短期のご融資 ○証書貸付……設備資金などの長期のご融資 ○当座貸越……一定の貸越極度まで自由にご利用いただけます。
ビジネスローン	小口事業資金がタイムリーにご利用いただけます。
快速ビジネスローン	個人事業主・法人役員の方の小口事業資金をスピード回答にてご利用いただけます。
無担保スピード保証融資	経営基盤の安定を目的に、広島県・広島県信用保証協会と提携したご融資です。
商工会議所会員サポートローン	福山市・府中市の商工会議所会員のみなさま向けの特別ローンです。
事業者カードローン	当座貸越契約により、カード・通帳でご自由にお借入れ・ご返済ができます。
金融円滑化融資	既往の借入金をおまとめすることで、月々の返済額が軽減されます。
経営基盤安定化融資	信用保証協会の保証が得られない場合においても、長期的なお取引のなかで、当組合独自の審査で、無担保でご融資いたします。
地方公共団体制度融資	広島県、各市町の制度融資を取り扱っております。お気軽にお申しつけください。
代理貸付業務	各種の代理業務を取扱いしております。お気軽にお申しつけください。 日本政策金融公庫、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫

主要な業務

■ サービス業務

令和元年6月30日現在

種 類	サービスの内容
キャッシュサービス	全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行、セブン銀行、その他コンビニやスーパーのATMもご利用いただけます。
デビットカード	当組合の個人用キャッシュカードに付加されている機能で、デビットカード取扱店でお買物をされた場合、キャッシュカードで支払ができます。
キャッシング	各クレジットカードのキャッシングが、ATMでご利用いただけます。JCB、三菱UFJニコス、イオン、UC、三井住友、オリコ、ライフなど
給与の受取	給与・ボーナスがご指定の普通預金へ振り込まれます。 振込される普通預金へ電気・電話等の口座振替を付けられますと大変便利です。
年金の受取	大切な年金がご指定の普通預金でお受取ができます。
配当金の受取	株の配当金がご指定の口座へ入金されます。
口座振替	ご指定の口座から電気などの各種料金の自動支払い、原爆手当の受取などができ大変便利です。
為替	全国どこにでもスピーディーに、振込み、手形・小切手の取立てをいたします。
外貨両替	米ドルの両替がご利用いただけます。
個人向け国債販売	1万円単位で購入いただけます。 市場に連動して金利が変動しますので、金利リスクが少なくなります。
長期国債販売	10年国債を財産運用にご利用ください。
損害保険の募集	みなさまのニーズに応じた適切な保険商品をご提案いたします。
火災共済の募集	みなさまの大切な資産を守るため適切な火災共済をご提案いたします。
生命保険の募集	個人のみなさまへ年金保険の募集を行っています。
証券会社のご紹介	株式などの取引をご希望のお客さまへ、当組合と提携しています証券会社をご紹介させていただきます。
貸金庫	重要書類、貴重品を安全・確実にお守りいたします。機密保持も万全です。 (お取扱していない店舗もあります。)
夜間金庫	お店の売上金の盗難・紛失防止に役立ちます。 (お取扱していない店舗もあります。)
年金よろず相談	各店で年1回、専門家(社会保険労務士)による無料年金相談会を開催しています。 これから受給される方、既に受給されている方を問わずお気軽にご相談ください。
金銭信託の媒介	オリックス銀行との業務委託契約により遺言代用信託「しんくみ相続信託」の取扱開始、お客様のスムーズな相続をお手伝いします。

■ 年金受給者の皆さまへ特別ご優遇サービス

令和元年6月30日現在

大切な年金の受け取りを当組合にご指定いただいたお客さまへ、次のサービスを提供させていただいております。

優遇サービス	サービスの内容
1.金利優遇サービス	ねんきん福祉定期 500万円まで金利0.20%。
2.お誕生日プレゼント	お誕生日をお祝いして素敵なプレゼント。
3.年金旅行へのご招待	楽しい日帰り旅行に、皆さまと一緒に出かけませんか。 (旅行代金の一部を当組合が負担いたします。)
4.ご成約プレゼント	年金の受け取りを当組合にご指定いただいた方へ素敵なプレゼント。

手数料〈税抜表示〉

令和元年6月30日現在

■ ATMのご利用時間および手数料

お取引日	当組合ATMご利用の場合		他金融機関ATMご利用の場合	
	時 間	手 数 料	時 間	手 数 料
平 日	8:45～18:00	無 料	8:00～8:45	200円(※3)
	18:00～19:00(※1)		8:45～18:00	100円(※3)
	府中天満屋 9:30～19:00		18:00～21:00	200円(※3)
土・日曜 祝 祭 日	9:00～19:00(※2)	無 料	8:00～21:00	200円(※3)
	府中天満屋 9:30～19:00			

※1 本店営業部、甲山支店、上下支店、駅家支店、神辺支店、新市支店のみ平日19:00までご利用いただけます。他の支店は8:45～18:00までです。

※2 駅家支店、神辺支店、新市支店のみです。

※3 ご利用手数料のご返却

【当組合の個人のお客さま】(対象取引は、普通預金キャッシュカードまたはローンカード取引)

他金融機関ATMのご利用にかかりました「他金融機関ATM利用手数料」「時間外ATM利用手数料」を毎月とりまとめて、翌月の20日(休日の場合は翌営業日)にお客様一人当たり1か月最大2回分のATM利用手数料を限度にご返却いたします。

●ご入金金は、当組合または、ゆうちょ銀行・セブン銀行ATMをご利用ください。

●残高照会は無料でございます。

■ セブン銀行ATMご利用時間および手数料

平 日 8:00～21:00	8:00～8:45までは100円、8:45～18:00までは無料、18:00～21:00までは100円
土曜日 8:00～21:00	8:00～8:45までは100円、8:45～14:00までは無料、14:00～21:00までは100円
日曜・祝日 8:00～21:00	8:00～21:00まで100円

■ 振込・代金取立手数料

振込手数料(1件)	当組合の自店宛	当組合の本支店宛	他金融機関宛	
電信扱	1万円未満	100円	100円	400円
	1万円以上	100円	200円	500円
	3万円以上	300円	400円	700円
		(100円)	(200円)	(500円)
視覚障がいの方の振込手数料はATM扱と同額となります。				
文書扱	1万円未満	—	100円	300円
	1万円以上	—	200円	400円
	3万円以上	—	400円	600円
		—	(200円)	(400円)
ATM扱 (カード振込)	1万円未満	無 料	無 料	300円
	1万円以上	無 料	無 料	300円
	3万円以上	無 料	無 料	400円
振込の組戻し 全て600円				
代金取立手数料(1通)				
・広島県内	無 料	200円	200円	
・広島県外	—	—	600円	
・広島県外(至急)	—	—	800円	
・取立手形組戻し	全て600円			
・不渡手形返却	全て600円			

(注) () の手数料は依頼人が当組合の組合員の場合

■ 発行手数料

種 類	手 数 料
小切手帳(50枚)	800円
約束手形帳(50枚)	1,000円
為替手形帳(25枚)	500円
マル専口座開設料	3,000円
マル専口手形(1枚)	500円
自己宛小切手(1枚)	500円
残高証明書(1件)	500円
残高証明書(継続発行1件)	300円
残高証明書(当組合定型様式以外)	3,000円
通帳・証書・カードの再発行	1000円

■ その他手数料

種 類	対 象	手 数 料
夜間金庫(月額)	投入用靴10個以下貸与のお客さま	5,000円
	投入用靴11個以上貸与のお客さま	10,000円
貸金庫(年間)		6,500円

■ 両替手数料

両替枚数等	手 数 料
1枚～ 100枚	無 料
101枚～ 300枚	100円
301枚～ 500枚	200円
501枚～1,000枚	300円
1,001枚以上	500枚毎に300円加算
両替機での両替	有 料 ※
汚損した現金の交換	無 料
記念硬貨の交換	無 料
外貨両替	お買い求め 中値+3円
	ご売却 中値-3円

※両替機での両替は一部無料となりますので、両替機設置店の窓口でお問い合わせください。

■ 融資手数料

担保事務手数料		
非事業性資金	1件あたり200万円以上	15,000円
事業資金	1件あたり1億円超	50,000円
〃	5千万円以上	40,000円
〃	5百万円以上	30,000円
〃	2百万円以上	15,000円
再調査・追加設定時		
非事業性資金	1件あたり	無 料
事業資金	1件あたり	無 料
貸出条件変更(重複して手数料はかかりません)		
返済方法	残高1,500千円以上	10,000円
借入期間	残高1,500千円以上	10,000円
返済金額	残高1,500千円以上	10,000円
固定金利から変動金利へ	残高1,500千円以上	10,000円
固定変動選択型の固定金利再選択	残高1,500千円以上	10,000円
金利引下げ	残高1,500千円以上	10,000円
全額繰上げ返済		
借入後 3年以内	金額1,500千円以上	10,000円
借入後 5年以内	金額1,000千円以上	8,000円
借入後 7年以内	金額 700千円以上	5,000円
借入後 7年以上	—	無 料
一部繰上げ返済		
	金額 1,500千円以上	10,000円
固定変動選択型住宅ローンの固定金利適用期間中	金額 300万円未満	10,000円
	金額 300万円以上	50,000円
固定・変動金利型事業資金の固定金利適用期間中	金額 10,000千円未満	30,000円
	金額 10,000千円以上 50,000千円未満	75,000円
	金額 50,000千円以上	150,000円

※固定・変動選択型住宅ローン、固定・変動型事業資金の固定期間中の全額繰上げ返済はできません。

財務諸表の適正性および内部監査の有効性

■会計監査人による監査

当組合は、「協同組合による金融業に関する法律」第5条の8第3項に基づき、会計監査人である、あずさ監査法人の監査を受けております。

■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年6月24日

両備信用組合

理事長 **渡邊陽治**

財務諸表

■ 貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	第66期 平成30年3月期	第67期 平成31年3月期
(資産の部)		
現金	1,525,322	1,503,835
預け金	39,047,789	43,491,095
有価証券	33,222,057	34,109,163
国債	834,609	225,745
地方債	508,340	303,120
社債	26,345,272	28,810,916
株式	317,177	317,915
その他の証券	5,216,657	4,451,465
貸出金	83,120,461	85,881,286
割引手形	859,617	790,773
手形貸付	9,207,551	9,237,905
証書貸付	71,706,749	74,553,492
当座貸越	1,346,541	1,299,115
その他資産	470,405	901,662
全信組連出資金	256,000	696,000
前払費用	2,387	1,851
未収収益	157,438	154,162
その他の資産	54,579	49,648
有形固定資産	880,478	888,335
建物	230,676	221,016
土地	608,388	608,388
その他の有形固定資産	41,412	58,930
無形固定資産	26,249	26,198
ソフトウェア	18,266	18,215
建設仮勘定		
その他の無形固定資産	7,983	7,983
繰延税金資産	102,403	24,086
債務保証見返	6,380	5,561
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	▲1,074,973 (▲934,419)	▲1,048,684 (▲906,606)
資産の部合計	157,326,574	165,782,541

負債および純資産の部

(単位：千円)

科 目	第66期 平成30年3月期	第67期 平成31年3月期
(負債の部)		
預金積金	128,175,810	130,894,742
当座預金	1,038,440	1,025,193
普通預金	34,792,299	36,516,022
貯蓄預金	447,411	484,255
通知預金	260,425	236,489
定期預金	80,477,022	81,594,528
定期積金	10,213,695	9,894,627
その他の預金	946,514	1,143,625
借入金	20,200,000	25,600,000
その他負債	404,759	448,371
未払費用	132,835	174,616
給付補てん備金	10,677	10,352
未払法人税等	5,130	1,365
前受収益	46,699	52,141
払戻未済金	241	328
職員預り金	151,889	147,918
資産除去債務	4,730	4,730
その他の負債	52,555	56,919
賞与引当金	79,329	81,694
退職給付引当金	50,670	41,969
役員退職慰労引当金	20,632	25,232
睡眠預金払戻損失引当金	20,031	20,307
偶発損失引当金	25,200	19,691
債務保証	6,380	5,561
負債の部合計	148,982,813	157,137,571
(純資産の部)		
出資金	1,120,645	1,240,348
普通出資金	1,120,645	1,240,348
利益剰余金	7,028,594	7,105,772
利益準備金	814,652	894,652
その他利益剰余金	6,213,942	6,211,120
特別積立金	5,820,000	5,920,000
(経営基盤強化積立金)	(1,550,000)	(1,650,000)
当期末処分剰余金	393,942	291,120
組合員勘定合計	8,149,240	8,346,121
その他有価証券評価差額金	194,520	298,848
評価・換算差額等合計	194,520	298,848
純資産の部合計	8,343,760	8,644,969
負債及び純資産の部合計	157,326,574	165,782,541

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第66期 平成29年度	第67期 平成30年度
経常収益	1,971,129	1,961,178
資金運用収益	1,797,537	1,763,818
貸出金利息	1,460,169	1,458,965
預け金利息	40,830	49,524
有価証券利息配当金	286,296	245,088
その他の受入利息	10,240	10,240
役務取引等収益	130,208	141,446
受入為替手数料	42,092	41,435
その他の役務収益	88,115	100,010
その他業務収益	18,457	35,831
国債等債券売却益	0	15,103
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	18,457	20,728
その他経常収益	24,927	20,081
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	19,955	16,624
その他の経常収益	4,972	3,457
経常費用	1,706,414	1,804,520
資金調達費用	105,216	111,622
預金利息	100,496	107,184
給付補てん備金繰入額	4,012	3,694
借入金利息	20	0
その他の支払利息	686	743
役務取引等費用	194,985	226,595
支払為替手数料	9,605	9,454
その他の役務費用	185,379	217,141
その他業務費用	20,503	41,815
国債等債券売却損	20,381	41,805
国債等債券償還損	—	0
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	121	10
経費	1,288,679	1,324,434
人件費	896,282	904,753
物件費	373,579	401,114
税金	18,817	18,567
その他経常費用	97,029	100,053
貸倒引当金繰入額	69,191	90,876
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	27,838	9,177
経常利益	264,714	156,657
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	146	5,707
固定資産処分損	146	5,707
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	264,568	150,950
法人税、住民税及び事業税	14,316	6,697
法人税還付金	—	—
法人税等調整額	26,006	37,745
当期純利益	224,245	106,507
前期繰越金	169,697	184,613
経営基盤強化積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	393,942	291,120

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 44円94銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第66期 平成29年度	第67期 平成30年度
当期末処分剰余金	393,942,997	291,120,960
剰余金処分額	209,329,421	195,393,265
利益準備金	80,000,000	80,000,000
出資に対する配当金	29,329,421	35,393,265
	(年3%)	(年3%)
特別積立金	100,000,000	80,000,000
(経営基盤強化積立金)	(100,000,000)	(80,000,000)
次期繰越金	184,613,576	95,727,695

連結財務諸表

当組合には、対象となる子会社および関連会社がありませんので作成しておりません。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～39年
その他	4年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末

における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(11年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)

年金資産の額	367,961百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	308,451百万円
差引額	59,510百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 0.547%

(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高23,811百万円及び別途積立金83,321百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金33百万円を費用処理しております。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻請求引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 102百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,473百万円

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は253百万円、延滞債権額は1,705百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は21百万円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は486百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,468百万円です。

なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、790百万円です。

20. 担保に提供している資産は、次のとおりです。

担保提供している資産	預け金	26,500百万円
担保資産に対応する債務	借入金	25,600百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金2,003百万円を担保として提供しております。

21. 出資1口当たりの純資産額は3,484円89銭です。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債を統一的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、統一的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。統一的リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定された統一的リスク管理に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

(単位：百万円)

当組合は、為替の変動リスクに関して、統合的に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び常勤理事会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける金融資産・金融負債については、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」、「預金積金」、「借入金」があります。これらについては、99パーセントイル値により金利リスクを算出し、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で金利リスク量は720百万円です。

更に、「有価証券」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で市場リスク量(損失額の推計値)は、有価証券等で569百万円です。

なお、当組合では、VaRのバックテスティングを毎月実施し、計測したVaRの適切性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	43,491	43,522	31
(2) 有価証券	34,003	34,015	11
満期保有目的の債券	199	211	11
その他有価証券	33,804	33,804	—
(3) 貸出金(※1)	85,881	—	—
貸倒引当金(※2)	△1,048	—	—
	84,832	87,903	3,070
金融資産計	162,327	165,441	3,113
(1) 預金積金	130,894	131,053	159
(2) 借入金	25,600	25,630	30
金融負債計	156,494	156,684	189

(※1) 貸出金及び借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

②証券会社への債権については、当該証券会社が理論的に算定した価額

③①および②以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式(※1)	105
組合出資金(※2)	696
合 計	801

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「株式」、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	99	101	1
その他	99	109	9
小計	199	211	11

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	199	211	11

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	200 百万円	181 百万円	18 百万円
債券	26,427	26,135	292
国債	225	206	19
地方債	303	299	3
短期社債	—	—	—
社債	25,898	25,629	269
その他	2,930	2,798	131
小計	29,557	29,114	443

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	12 百万円	15 百万円	△2 百万円
債券	2,812	2,817	△4
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,812	2,817	△4
その他	1,421	1,442	△20
小計	4,246	4,274	△28
合計	33,804	33,389	415

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
441 百万円	31 百万円	△41 百万円

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	2,109 百万円	12,434 百万円	14,690 百万円	104 百万円
国債	1	224	—	—
地方債	200	—	102	—
短期社債	—	—	—	—
社債	1,908	12,209	14,587	104
その他	801	1,920	909	—
合計	2,911	14,354	15,599	104

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,095 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	221 百万円
賞与引当金	22
減損損失	23
減価償却超過額	14
退職給付引当金	11
その他	34
繰延税金資産小計	328
評価性引当額	△188
繰延税金資産合計	140
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	116
繰延税金負債合計	116
繰延税金資産の純額	24 百万円

主要な経営指数の推移

損益

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	2,311,889	2,222,969	1,974,864	1,971,129	1,961,178
経常利益	367,069	338,565	305,215	264,714	156,657
当期純利益	198,862	199,553	182,113	224,245	106,507

主要勘定

(単位：百万円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預金積金残高	118,032	120,327	123,797	128,175	130,894
貸出金残高	70,437	74,657	78,594	83,120	85,881
有価証券残高	26,745	27,591	32,131	33,222	34,109
総資産額	126,803	134,207	145,030	157,326	165,782
純資産額	7,970	7,962	7,935	8,343	8,644
自己資本比率(単体)	11.82%	11.26%	10.82%	10.68%	10.59%

※平成30年度の自己資本比率(単体)は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い「その他有価証券の評価差損」を加味していません。

出資金

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出資金	939,823	941,426	943,508	1,120,645	1,240,348
出資総口数	1,879,646 口	1,882,853 口	1,887,017 口	2,241,291 口	2,480,697 口
出資配当率	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
出資に対する配当金	28,167	28,228	28,281	29,329	35,393

職員数

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員数	140人	136人	127人	132人	138人

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位：千円)

項目	平成29年度			平成30年度		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	146,918,881	1,797,537	1.22%	157,916,077	1,763,818	1.11%
うち貸出金	80,250,897	1,460,169	1.81%	83,428,316	1,458,965	1.74%
うち預け金	34,226,906	40,830	0.11%	41,113,557	49,524	0.12%
うち有価証券	32,180,006	286,296	0.88%	33,040,803	245,088	0.74%
資金調達勘定	140,274,689	105,216	0.07%	150,998,870	111,622	0.07%
うち預金積金	125,847,872	104,508	0.08%	128,738,699	111,622	0.08%
うち借入金	14,289,589	20	0.00%	22,112,876	0	0.00%

職員1人当りの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
職員1人当り預金残高	971	948
職員1人当り貸出金残高	629	622

1店舗当りの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
1店舗当り預金残高	8,545	8,726
1店舗当り貸出金残高	5,541	5,725

預金業務

預金者別預金残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
個 人	106,771	83.30	108,748	83.08
法 人	21,404	16.70	22,146	16.91
一般法人	17,939	14.00	17,781	13.58
金融機関	9	0.01	8	0.00
公 金	3,454	2.69	4,355	3.33
その他	—	—	—	—
合 計	128,175	100.00	130,894	100.00

預金種目別平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
当座預金	888	0.71	957	0.74
普通預金	34,660	27.54	35,838	27.83
貯蓄預金	425	0.34	486	0.37
通知預金	209	0.17	233	0.18
定期預金	79,181	62.92	81,080	62.98
定期積金	10,327	8.21	9,975	7.74
その他預金	153	0.12	166	0.12
合 計	125,847	100.00	128,738	100.00

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
財形貯蓄残高	41	38

定期預金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
固定金利定期預金	80,449	99.98	81,571	99.97
変動金利定期預金	20	0.02	18	0.02
その他の定期預金	—	—	—	—
合 計	80,469	100.00	81,590	100.00

融資業務

貸出金種別平均残高

(単位：百万円)

科 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
割引手形	752	0.94	724	0.86
手形貸付	8,594	10.71	8,689	10.41
証書貸付	69,584	86.71	72,796	87.25
当座貸越	1,319	1.64	1,217	1.45
合 計	80,250	100.00	83,428	100.00

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
固定金利	63,180	76.01	66,044	76.90
変動金利	19,940	23.99	19,837	23.09
合 計	83,120	100.00	85,881	100.00

貸出金担保別残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
当組合預金積金	901	1.08	1,008	1.17
有価証券	—	—	—	—
不動産	24,261	29.19	24,509	28.53
その他	—	—	—	—
小 計	25,162	30.27	25,518	29.71
信用保証協会・信用保険	19,553	23.52	23,062	26.85
保 証	21,132	25.42	19,535	22.74
信 用	17,271	20.78	17,764	20.68
合 計	83,120	100.00	85,881	100.00

債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
当組合預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	0	—	0	—
保 証	—	—	—	—
信 用	6	100.00	5	100.00
合 計	6	100.00	5	100.00

融資業務

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
運 転 資 金	47,558	57.22	47,723	55.56
設 備 資 金	35,562	42.78	38,158	44.43
合 計	83,120	100.00	85,881	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
消費者ローン	3,030	12.78	3,304	12.25
住宅ローン	20,677	87.22	23,661	87.74
合 計	23,707	100.00	26,966	100.00

代理貸付残高

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
全国信用協同組合連合会	—	—
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫(中小企業)	—	—
日本政策金融公庫(国民生活)	—	—
(独)住宅金融支援機構	265	205
(独)福祉医療機構(年金担保)	22	18
(独)福祉医療機構	31	23
(独)中小企業基盤整備機構	—	—
合 計	319	246

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	期中増減額	金 額	期中増減額
一般貸倒引当金	140	▲ 85	142	1
個別貸倒引当金	934	▲ 177	906	▲ 27
合 計	1,074	▲ 262	1,048	▲ 26

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円)

業 種 区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
製 造 業	7,742	9.32	7,939	9.24
農 業、林 業	601	0.72	578	0.67
漁 業	27	0.03	22	0.02
鉱業、碎石業、砂利採取業	3	0.00	3	0.00
建 設 業	7,661	9.22	7,669	8.93
電気・ガス・熱供給・水道業	417	0.50	461	0.53
情 報 通 信 業	63	0.08	50	0.05
運 輸 業、郵 便 業	1,194	1.44	1,293	1.50
卸 売 業、小 売 業	5,817	7.00	5,792	6.74
金 融 業、保 険 業	4,217	5.07	4,246	4.94
不 動 産 業	11,103	13.36	10,802	12.57
物 品 賃 貸 業	244	0.29	233	0.27
学術研究、専門・技術サービス業	1,149	1.38	1,086	1.26
宿 泊 業	17	0.02	15	0.01
飲 食 業	1,203	1.45	1,265	1.47
生活関連サービス業、娯楽業	1,392	1.68	1,426	1.66
教育、学 習 支 援 業	83	0.10	50	0.05
医 療、福 祉	4,329	5.21	3,979	4.63
その他のサービス	3,409	4.10	3,449	4.01
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	50,681	60.97	50,367	58.64
地 方 公 共 団 体	10,533	12.67	10,629	12.37
個人(住宅・消費・納税資金等)	21,905	26.35	24,884	28.97
合 計	83,120	100.00	85,881	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

融資業務

金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B) + (C)	保 全 率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A) - (B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成30年度	617	213	404	617	100.00%	100.00%
	平成29年度	684	318	365	684	100.00%	100.00%
危 険 債 権	平成30年度	1,347	504	502	1,006	74.67%	59.52%
	平成29年度	1,503	545	568	1,113	74.08%	59.33%
要 管 理 債 権	平成30年度	508	201	46	247	48.78%	15.18%
	平成29年度	594	216	47	264	44.51%	12.68%
不 良 債 権 計	平成30年度	2,473	918	953	1,872	75.68%	61.30%
	平成29年度	2,782	1,080	982	2,062	74.13%	57.72%
正 常 債 権	平成30年度	83,486					
	平成29年度	80,414					
合 計	平成30年度	85,960					
	平成29年度	83,197					

※ 1) 金額は百万円未満切り捨て、比率は小数第3位以下切り捨てて表示しております。

※ 2) 平成30年度はバルクセール(債権売却)を118百万円実施しております。

※ 3) 平成30年度の「危険債権」のうちには年金住宅融資(5百万円)が含まれております。

◎上記に対する説明

1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権等の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B) + (C)	保 全 率 (D) / (A)	貸出金残高に 対する比率
破 綻 先 債 権	平成30年度	253	32	221	253	100.00%	0.29%
	平成29年度	144	92	51	144	100.00%	0.17%
延 滞 債 権	平成30年度	1,705	685	684	1,369	80.29%	1.98%
	平成29年度	2,037	771	882	1,653	81.16%	2.45%
3か月以上延滞債権	平成30年度	21	4	2	6	28.71%	0.02%
	平成29年度	0	0	0	0	0.00%	0.00%
貸出条件緩和債権	平成30年度	486	197	44	241	49.69%	0.56%
	平成29年度	594	216	47	264	44.51%	0.71%
合 計	平成30年度	2,468	918	952	1,871	75.83%	2.87%
	平成29年度	2,776	1,080	981	2,062	74.29%	3.33%

※ 1) 金額は百万円未満切り捨て、比率は小数第3位以下切り捨てて表示しております。

※ 2) 平成30年度はパルクセール(債権売却)を118百万円実施しております。

なお、部分直接償却は実施しておりません。

※ 3) 資産査定における破綻先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」として開示しております。従いまして、延滞なく約定どおり返済されている先についても債務者の状況により、リスク管理債権として開示しております。

◎上記に対する説明

1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、イ. 会社更生法または、金融機関等の更生手続の特等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建または支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(D)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

証券業務

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債	809	2.51	612	1.85
地方債	499	1.55	444	1.34
社債	25,006	77.70	27,108	82.04
株式	288	0.89	291	0.88
外国証券	4,263	13.25	3,559	10.77
その他の証券	1,312	4.07	1,024	3.09
合計	32,180	100.00	33,040	100.00

公共債窓口販売実績

(単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
国債・その他公共債	0	0
合計	0	0

有価証券含み損益

(単位：百万円)

区分		平成29年度			平成30年度		
		取得原価 (償却原価を含む)	時価相当額	評価損益	取得原価 (償却原価を含む)	時価相当額	評価損益
株式	その他有価証券	287	317	29	301	317	16
	満期保有目的	199	212	12	199	211	11
債券	その他有価証券	31,274	31,534	259	32,258	32,561	302
	その他有価証券	1,190	1,171	▲19	934	1,030	96
合計	満期保有目的	199	212	12	199	211	11
	その他有価証券	32,752	33,022	270	33,494	33,909	415

- 「時価相当額」は上場有価証券については、決算日時価とし、非上場有価証券については価格等が算定可能なもの(店頭有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算された価格)について時価相当額とし、その他のものについては帳簿価格によります。
- 債券の「その他有価証券」には、円建外国債券及びユーロ円債券を含んでいます。
- 「金融商品に係る会計基準」を適用し、保有区分は「満期保有」と「その他有価証券」としております。
- その他は、投資信託及び出資金です。
- デリバティブに係る有価証券、金銭信託の取り扱いはありません。

有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期限の定めのないもの	合計
平成30年度	国債	1	—	224	—	—	—	—	225
	地方債	200	—	—	102	—	—	—	303
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1,908	6,061	6,148	7,813	6,774	104	—	28,810
	株式	—	—	—	—	—	—	317	317
	外国債券・その他の証券	801	1,013	906	418	490	—	820	4,451

公共債ディーリング実績

取扱いしていません。

商品有価証券の種類別平均残高

取扱いしていません。

オプション取引の時価情報

取扱いしていません。

先物取引の時価情報

取扱いしていません。

オフバランス取引の時価情報

取扱いしていません。

その他業務

国内為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		平成29年度		平成30年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他金融機関へ	58,478	44,820	57,777	48,481
	他金融機関から	90,744	48,068	90,564	52,716
代金取立	他金融機関へ	2,708	2,016	2,617	1,905
	他金融機関から	60	63	48	33

外貨建資産残高

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
外貨両替用現金	154	106
外貨建有価証券	0	0

※外貨建の資産は、決算日の為替相場による円換算額です。

外国為替取扱実績

取扱いしておりません。

《お知らせ》

外国送金は全国信用協同組合連合会を通してお取扱いしておりますので、お気軽にご利用ください。

諸比率・収益費用等

預貸率

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度
期中平均残高	63.76	64.80
期末残高	64.84	65.61

預証率

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度
期中平均残高	25.57	25.66
期末残高	25.91	26.05

総資産利益率

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.18	0.10
総資産当期純利益率	0.15	0.07

総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度
資金運用利回り	1.22	1.11
資金調達原価率	0.99	0.95
総資金利鞘	0.23	0.16

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減額	利率による増減額	純増減額	残高による増減額	利率による増減額	純増減額
受 取 利 息	▲ 181,600	203,495	21,895	▲ 181,600	▲ 178,348	▲ 33,718
うち貸出金	▲ 209,388	206,422	▲ 2,966	55,604	▲ 56,808	▲ 1,204
うち預け金	11,934	▲ 16,723	▲ 4,788	82,639	▲ 73,945	8,694
うち有価証券	15,853	13,798	29,650	6,387	▲ 47,595	▲ 41,208
支 払 利 息	7,839	▲ 411	7,428	2,486	3,900	6,386
うち預金積金	3,582	5,214	8,797	2,486	3,920	6,406
うち借入金	4,275	▲ 5,610	▲ 1,335	0	▲ 20	▲ 20

※残高および利率の増減要因が重なる部分については按分計算しております。

諸比率・収益費用等

粗利益・業務純益

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
資金運用収支 (A) = (B) - (C)	1,692,320	1,652,196
資金運用収益 (B)	1,797,537	1,763,818
資金調達費用 (C)	105,217	111,622
役務取引等収支 (D) = (E) - (F)	▲ 64,777	▲ 85,149
役務取引等収益 (E)	130,208	141,446
役務取引等費用 (F)	194,985	226,595
その他業務収支 (G) = (H) - (I)	▲ 2,046	▲ 5,984
その他業務収益 (H)	18,457	35,831
その他業務費用 (I)	20,503	41,815
業務粗利益	1,625,496	1,561,063
業務粗利益率	1.11%	0.98%
業務純益	427,264	239,705

※業務粗利益率

$$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
役務取引等収益	130,208	141,446
受入為替手数料	42,092	41,435
その他の受入手数料	88,115	100,010
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	194,985	226,595
支払為替手数料	9,605	9,454
その他の支払手数料	19,826	19,818
その他の役務取引等費用	165,553	197,322

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	18,457	35,831
合 計	18,457	35,831

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
人 件 費	891,227	904,753
報酬給料手当	730,600	718,987
退職給付費用	50,318	73,596
そ の 他	109,075	112,169
物 件 費	373,579	401,114
事 務 費	172,556	198,294
固定資産費	52,322	51,991
事 業 費	39,395	38,963
人事厚生費	13,796	16,163
預金保険料	44,230	42,082
減価償却費	51,278	53,619
税 金	18,817	18,567
合 計	1,283,624	1,324,434

自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度		平成30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,119		8,317	
うち、出資金および資本剰余金の額	1,120		1,240	
うち、利益剰余金の額	7,028		7,105	
うち、外部流出予定額(△)	29		28	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	140		142	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	140		142	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格引当金不足額の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,260		8,459	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	3	18	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	3	18	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15		18	
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	8,245		8,441	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	73,690		76,216	
資産(オン・バランス項目)	73,677		76,203	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,149		△150	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	3		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△2,153		△150	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス等取引項目	8		12	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	4		0	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,488		3,432	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	77,178		79,648	
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	10.68%		10.59%	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

II. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	73,314	2,933	76,203	3,048
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,314	2,933	73,533	2,941
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	0	0	0	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	20	1	20	1
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	6,707	268	6,069	243
法人等向け	30,944	1,238	32,736	1,309
中小企業等向けおよび個人向け	19,830	793	22,449	898
抵当権付住宅ローン	4,068	163	3,891	156
不動産取得等事業向け	7,239	290	7,122	285
三月以上延滞等	114	5	176	7
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	357	14	392	16
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	550	22	675	27
出資等のエクスポージャー	550	22	675	27
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,480	139	2,819	113
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			250	10
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			696	28
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			369	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー			1,504	60
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用部分	—	—	—	—
非STC 要件適用部分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	-150	-6
⑥C V A リスク相当額を 8 % で除して得た額	—	—	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,488	140	3,432	137
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	76,802	3,072	79,634	3,185

(注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

自己資本の充実の状況

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区 分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞	
				貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ			
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国	内	134,075	137,405	83,191	85,955	27,465	29,052	—	—	17	605
外	国	4,008	3,405	—	—	4,008	3,405	—	—	—	—
そ	の	1	52	—	—	1	—	1	52	—	—
地 域 別 合 計		138,085	140,863	83,191	85,955	31,474	32,458	1	52	17	605
製	造	15,581	17,525	7,259	7,437	8,109	9,907	—	—	17	22
農	業、林業	463	439	463	439	—	—	—	—	—	—
漁	業	14	11	14	11	—	—	—	—	—	—
鉱	業、採石業、砂利採取業	3	3	3	3	—	—	—	—	—	—
建	設	7,967	7,839	6,566	6,438	1,400	1,400	—	—	19	16
電	気・ガス・熱供給・水道業	3,611	3,853	409	452	3,201	3,400	—	—	—	—
情	報 通 信 業	265	266	63	50	201	201	—	—	—	—
運	輸 業、郵 便 業	2,641	3,222	1,123	1,206	1,518	2,015	—	—	4	—
卸	売 業、小 売 業	7,670	7,538	5,464	5,434	2,205	2,103	—	—	3	58
金	融・保 険 業	12,326	11,946	4,110	4,134	8,117	7,712	—	—	—	—
不	動 産 業	15,458	14,870	10,844	10,558	4,612	4,310	—	—	55	55
物	品 賃 貸 業	243	233	243	233	—	—	—	—	—	—
学	術研究、専門・技術サービス業	932	837	930	836	—	—	—	—	32	23
宿	泊 業	17	15	17	15	—	—	—	—	—	—
飲	食 業	676	724	674	722	—	—	—	—	3	—
生	活関連サービス業、娯楽業	1,201	1,333	999	1,031	200	300	—	—	—	177
教	育、学 習 支 援 業	50	20	50	20	—	—	—	—	—	—
医	療、福 祉	4,178	3,850	4,178	3,850	—	—	—	—	—	—
そ	の 他 の サ ー ビ ス	3,618	3,564	3,118	3,064	499	499	—	—	—	150
そ	の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	・地方公共団体等	11,963	11,256	10,557	10,650	1,406	606	—	—	—	—
個	人	26,097	29,361	26,097	29,361	—	—	—	—	64	100
そ	の 他	23,102	22,148	—	—	1	—	1	52	—	—
業 種 別 合 計		138,085	140,863	83,191	85,955	31,474	32,458	1	52	200	605
1	年 以 下	56,638	55,403	39,057	39,120	3,701	2,903	—	—	—	—
1	年 超 3 年 以 下	25,618	23,605	12,400	11,991	9,818	9,213	—	—	—	—
3	年 超 5 年 以 下	15,610	18,374	9,882	9,955	5,717	8,419	—	—	—	—
5	年 超 7 年 以 下	12,548	18,122	7,631	8,501	4,916	9,620	—	—	—	—
7	年 超 10 年 以 下	20,205	17,084	12,986	14,883	7,219	2,200	—	—	—	—
1	0 年 超	1,322	1,603	1,222	1,503	100	100	—	—	—	—
期	間の定めのないもの	6,141	6,670	—	—	1	—	1	52	—	—
残 存 期 間 別 合 計		138,085	140,863	83,191	85,955	31,474	32,458	1	52		

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	225	140	—	225	140
	平成30年度	140	142	—	140	142
個別貸倒引当金	平成29年度	1,111	934	332	779	934
	平成30年度	934	906	117	816	906
合 計	平成29年度	1,337	1,074	332	1,005	1,074
	平成30年度	1,074	1,048	117	957	1,048

自己資本の充実の状況

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	173	187	187	200	3	—	170	187	187	200	—	—
農業、林業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	201	172	172	227	5	0	195	171	172	227	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	9	—	—	—	—	—	9	—	—
運輸業、郵便業	2	2	2	—	—	2	2	0	2	—	—	—
卸売業、小売業	121	102	102	163	8	—	112	102	102	163	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	456	129	129	124	311	—	144	129	129	124	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	10	10	0	—	7	—	3	10	0	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	7	9	9	5	2	3	4	5	9	5	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	32	150	150	142	—	—	32	150	150	142	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	84	132	132	—	—	103	84	29	132	—	—	—
その他のサービス	10	11	11	9	—	—	10	11	11	9	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	21	25	25	23	—	—	21	25	25	23	—	—
合計	1,111	934	934	906	332	117	779	816	934	906	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額					
	平成29年度			平成30年度		
	格付適用有り	格付適用無し	その他	格付適用有り	格付適用無し	その他
0%	1,306	12,195	416	506	12,384	17
10%	100	3,595	—	—	3,938	—
20%	5,508	19,119	220	5,406	18,255	242
35%	—	11,641	—	—	11,156	—
50%	16,731	92	—	19,121	471	—
75%	—	27,731	—	—	31,210	—
100%	7,136	30,836	553	7,120	29,885	674
150%	300	27	70	—	—	73
250%	400	—	—	400	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	31,481	105,239	1,261	32,553	107,301	1,007

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等のエクスポージャーです。
具体的には投資信託・その他の証券が含まれております。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(単位: 百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保残高		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポート	1,563	1,543	172	156	—	—
①ソブリン向け	—	—	172	156	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	427	431	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	1,085	1,054	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	24	21	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	27	15	—	—	—	—
⑦三月以上延滞	0	0	—	—	—	—
⑧出 資 等	—	—	—	—	—	—
⑨そ の 他	34	22	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポート)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポートです。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位: 百万円)

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額	—	—

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

担保による信用リスク削減手法の効果は勘案しておりません。

(単位: 百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果は勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果は勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
派生商品取引合計	14	234	—	—
外国為替関連取引	—	213	—	—
金利関連取引	—	3	—	—
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	3	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	14	13	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	14	234	—	—

担保の種類別の額

該当ありません

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません

信用リスク削減手法の効果は勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません

自己資本の充実の状況

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

〈オリジネーター〉

該当ありません

〈投資家〉

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳
該当ありません

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等
該当ありません

(3) 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	592	629	750	848
非 上 場 株 式 等	1,146	1,120	1,186	1,200
合 計	1,739	1,749	1,936	2,049

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
売 却 益	23	16
売 却 損	20	—
償 却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
評 価 損 益	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
評 価 損 益	10	112

評価損益です。

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク			
項番		イ	ロ
		△EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,388	
2	下方パラレルシフト	0	
3	ス テ ィ ー プ 化	2,072	
4	フ ラ ッ ト 化		
5	短 期 金 利 上 昇		
6	短 期 金 利 低 下		
7	最 大 値	2,388	
		ホ	ハ
		当期末	前期末
8	自 己 資 本 の 額	8,441	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、780百万円でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセントイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

取扱いしていません。

9. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	8,260	8,459
発行主体	両備信用組合	
資本調達手段の種類	普通出資	

役員等の報酬体系

対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	44	87
監 事	11	12
合 計	55	99

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事12名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。当組合には該当する法人等はありません。

3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職手当規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

索引

■ごあいさつ	1
[概況および組織]	
経営理念、経営方針、経営ビジョン	2
※事業の組織	2 3
※役員一覧(理事および監事等の氏名・役職名)	2 3
総代一覧	2 3
営業地区一覧	2 7
自動機(ATM)設置状況	2 7
※店舗一覧(事業所の名称・所在地)	2 7
[主要事業内容]	
※主要な業務の内容	2 8～3 0
[事業に関する事項]	
業績ハイライト	3～4
※預金残高	3・3 3
※貸出金残高	3・3 3
※経常利益	3・3 4
※当期純利益	3・3 4
※純資産額	4・3 3
※自己資本比率	4・4 6
※不良債権	4
※総資産額	3 3
※有価証券残高	3 3
※出資配当金	3 8
※職員数	3 8
[主要業務に関する指標]	
※資金運用動向・資金調達動向の平均残高等	3 8
※受取利息・支払利息の増減	4 4
※粗利益・業務純益	4 5
※役務取引の状況	4 5
[預金に関する指標]	
※預金種目別平均残高	3 9
※定期預金金利区分別残高	3 9
[貸出金に関する指標]	
※貸出金種類別平均残高	3 9
※貸出金金利区分別残高	3 9
※貸出金担保別残高	3 9
※債務保証見返の担保別残高	3 9
※貸出金使途別残高	4 0
※貸出金業種別残高・構成比	4 0
※預貸率(期中平均・期末)	4 4
[有価証券に関する指標]	
※有価証券含み損益	4 3
※有価証券種類別・残存期間別残高	4 3
※有価証券の種類別平均残高	4 3
※預証率(期中平均・期末)	4 4
[経営管理態勢に関する事項]	
※コンプライアンス態勢	6
※リスク管理態勢	1 0～1 2
[財産の状況]	
監事による監査	5
※会計監査法人による監査	5・3 2
代表理事による適正性・有効性の確認	3 2
※貸借対照表	3 3
※損益計算書	3 4
※剰余金処分計算書	3 4
※貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	4 0
※貸出金償却額	4 0

◎金融再生法に基づく開示債権の状況	4 1
※リスク管理債権等の状況	4 2
※有価証券、金銭の信託等の評価(有価証券含み損益)	4 3
オプション取引の時価情報	4 3
先物取引の時価情報	4 3
オフバランス取引の時価情報	4 3
外貨建資産残高	4 4
※自己資本の充実の状況(自己資本比率明細)	4 6～5 1
[バーゼルⅢに関する開示項目]	
定性的な開示事項	
※信用リスクに関する事項	1 0
※信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 および手続きの概要	1 1
※派生商品取引・長期決済期間の取引相手のリスクに 関するリスク管理の方針および手続きの概要	1 1
※証券化エクスポージャーに関する事項	1 2
※出資その他これに類するエクスポージャー・株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針および 手続きの概要	1 2
※オペレーショナルリスクに関する事項	1 2
定量的な開示事項	
※自己資本の構成に関する事項	4 6
※自己資本の充実度に関する事項	4 7
※信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	4 8
※信用リスク削減手法に関する事項	5 0
※派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手 のリスクに関する事項	5 0
※証券化エクスポージャーに関する事項	5 1
※出資等エクスポージャーに関する事項	5 1
※金利リスクに関する事項	5 1
※自己資本調達手段の概要	5 1
[その他業務]	
手数料一覧	3 1
公共債窓口販売実績	4 3
公共債ディーリング実績	4 3
内国為替取扱実績	4 4
外国為替取扱実績	4 4
[その他]	
苦情処理措置および紛争解決措置	7
金融商品に係る勧誘方針	8
保険募集指針	8
共済募集指針	9
地域密着型金融の取組み	1 3～1 6
地域貢献活動	1 7～2 0
振り込め詐欺について	1 9
キャッシュカード犯罪防止の取組み	1 9
ご預金等の被害の補償	2 0
お客様満足度アンケート	2 1
沿革	2 2
当組合の組織	2 3～2 6
役員等の報酬体系	5 2

各開示項目は上記のページに記載しております。

なお、※印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、

◎印は「金融再生法」で規定されています法定開示項目です。



RYOBISHINYOKUMIAI

世羅高原に咲く「梅の花」です。
新元号「令和」の典拠「万葉集」の中でも白く咲く「梅の花」とうたわれています。
(写真提供:世羅町役場 商工観光課)

リョーシンレポート2019 令和元年7月発行

〒726-0003 広島県府中市元町462番地の10
両備信用組合 総合企画部
TEL(0847)45-2228 FAX(0847)45-2784